

厚生文教常任委員会

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

葛 城 市 議 会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成28年 3 月14日 (月) 午前 9 時30分 開会
午後 4 時51分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|-------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 増田順弘 |
| | 副委員長 | 西川朗 |
| | 委員 | 内野悦子 |
| | 〃 | 西井覚 |
| | 〃 | 藤井本浩 |
| | 〃 | 西川弥三郎 |
| | 〃 | 白石栄一 |

- 欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 赤 井 佐太郎

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------|---------|
| 市 長 | 山 下 和 弥 |
| 副 市 長 | 生 野 吉 秀 |
| 教 育 長 | 大 西 正 親 |
| 総合政策企画監 | 本 田 知 之 |
| まちづくり統括技監 | 松 倉 昌 明 |
| 企画部長 | 米 井 英 規 |
| 人事課長 | 吉 川 正 人 |
| 市民生活部長 | 芳 野 隆 一 |
| 市民窓口課長 | 西 川 佳 嗣 |
| 保険課長 | 中 嶋 卓 也 |
| 〃 補佐 | 油 谷 知 之 |
| 環境課長 | 西 川 博 史 |
| 新炉建設準備室長 | 巽 重 人 |
| 〃 補佐 | 福 井 敏 秀 |
| 新庄クリーンセンター所長兼 | |
| 當麻クリーンセンター所長 | 増 井 良 之 |
| 保健福祉部長 | 山 岡 加代子 |

社会福祉課長	西 川 佳 伸
〃 補佐	石 井 由 美
〃 補佐	森 井 敏 英
長寿福祉課長	門 口 尚 弘
〃 補佐	西 川 育 子
〃 補佐	林 本 裕 明
子育て福祉課長	岡 幸 子
〃 補佐	井 邑 陽 一
健康増進課長	水 原 正 義
〃 主幹	松 山 神 恵
上下水道部長	川 松 照 武
下水道課長	西 川 良 嗣
〃 補佐	芝 浩 文
〃 補佐	庄 田 康 則
水道課長	西 口 昌 治
〃 補佐	早 田 幸 介
教育部長	吉 村 孝 博
教育総務課長	西 川 信 明
〃 補佐	吉 井 忠
学校教育課長	橋 本 佳 和
〃 補佐	板 橋 行 則
学校給食センター所長	高 津 和 司
〃 主幹	松 田 和 男
生涯学習課長	和 田 正 彦
〃 主幹	中 井 浩 子
体育振興課長	吉 村 恭 信
中央公民館館長	辻 一 成
新庄文化会館兼 當麻文化会館長	大 谷 肇
〃 主幹	森 本 美起代
図書館長	辻 本 卓 身
〃 補佐	前 村 芳 安
歴史博物館 主幹	吉 岡 昌 信

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書 記	中 井 孝 明

〃 新 澤 明 子
〃 山 岡 晋

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

- 議第8号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 議第12号 葛城市公民館条例の一部を改正することについて
- 議第13号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第14号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第15号 葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第16号 葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第20号 平成27年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 議第22号 平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第4号）の議決について
- 議第26号 平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第23号 平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 議第27号 平成27年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第24号 平成27年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 議第21号 平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 議第25号 平成27年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について

調 査 案 件（所管事項の調査）

新クリーンセンター建設にかかる諸事業について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は7名全員でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開催いたします。

皆さん、おはようございます。春も近くなって三寒四温といたしますか、きょうは暖かい方の雨の日になったわけでございますけれども、早朝より、委員の皆さん方、それから、理事者の皆さん方、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

本日の常任委員会につきましては、非常に盛りだくさんの審議内容になってございます。皆さんのご協力によりまして、この委員会、スムーズに終わりますことをお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

一般の傍聴の取扱いについてお諮りいたします。

本委員会において一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

増田委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立をいただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

冒頭にお知らせをいたします。本日の委員会開催に当たり理事者側より、議第8号議案の説明の関係上、人事課の職員を同席させてほしい旨の申し入れがございましたので、西川副委員長とともにご相談させていただいた結果、これを許可させていただいております。委員の皆様におかれましてはご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。なお、審査の順番につきましては、お手元に配付の次第のとおりとさせていただきます。

初めに、議第8号、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の山岡でございます。

ただいま上程されております議第8号、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明申し上げます。

平成27年6月24日に学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、平成28年4月1日に施行されることに伴い、関係条例の整理を行うものでございます。

主な制定内容といたしましては、第1条として、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。法律により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、早出・遅出勤務ができる、育児または介護を行う職員の対象に加えるものでございます。

次に、第2条では、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例におきまして、学童保育指導員の資格に、義務教育学校を追加するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明をお願いしました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第8号の学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、若干お伺いをしておきたい、このように思います。

法の改定による遵法改正ということですので、そのものについては賛同できるものではありますが、新たに規定された義務教育学校、この規定、一貫校のことであるというふう
に理解をしておるわけでありますけども、その内容について改めてお伺いをしておきたい、
このように思います。

それから、放課後の児童の支援員について、新たに義務教育学校の教諭の資格を有する者
を加えるということになりましたけども、これらの理由についてもお伺いをしておきたい、
このように思います。

増田委員長 吉村部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。

学校教育法等の一部を改正する法律の概要でございます。

趣旨といたしましては、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中
学校に加えまして、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな
学校の種類として加えられたものでございます。

設置者につきましては、市区町村で公立小中学校の設置義務があるわけでございますが、
義務教育学校の設置をもって設置義務の履行ということになっております。また、就業年限
でございます。義務教育学校の目的といたしましては、心身の発達に応じて義務教育として
行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すものでございまして、9年制、
いわゆる小学校、中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分
されているものでございます。

以上でございます。

増田委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。放課後児童健全育成事業の関係につきま
しては、現在、学童保育事業に関係するものでございます。それで、今年度27年4月から、
葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しながら、
現在、学童保育事業におきまして資格をお持ちの方を採用させていただいております。その
中に、今現在は保育士、それから、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学の資格をお持ちの
方を採用させていただいておりますが、4月から義務教育学校の資格をお持ちの方がおられ

たら、また、職員の資格として採用していく予定としております。

以上でございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ教育部長並びに岡課長の方からご答弁をいただきました。小・中学校の一貫校、9年制で義務教育を実施していくということであります。中・高というのはこれまでも耳によくしてまいりましたけれども、新たにそのような学校が規定をされてきたということであります。そういう意味で、これは法に基づく改定として当然のことというふうに思うわけであります。これについては、今後、本市においてどのように義務教育を執行されていくかということは、また議論していったらいい話ではないかというふうに思います。今日の状況では、そのような必要性はないのではないかというふうに思っております。

それから、放課後児童健全育成事業にかかわる義務教育学校の教諭の資格、こういうものを追加するということでもありますけれども、これは新たにそういう資格ができていますか。その点だけちょっと伺いをしておきたいと思います。

増田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時41分

再 開 午前9時42分

増田委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

教育長。

大西教育長 義務教育学校は教員の免許法にかかわるところですが、私ども今、聞いておるところは、あくまで小学校免許、中学校免許、これを両方あわせ持った者を採用するという、採用の問題かなと今は認識しているところでございます。ちょっと免許法の改正がどうかというのは今までそこまでちょっと私ども確認できておりませんので、今後また国の動向等を見ながら、また、対応するものについては対応しなければならないというふうに思っています。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第8号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第8号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第12号、葛城市公民館条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。

それでは、議第12号、葛城市公民館条例の一部を改正することにつきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の36、37ページと、お配りの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

本案につきましては、葛城市公民館分館のうち林堂公民館が、認可地縁団体である林堂本郷自治会により移転・新築されたことに伴いまして、葛城市公民館条例第2条に記載された別表第1の4、分館のうち、林堂分館を削除するものでございます。なお、この条例は、発行の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいまご説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第12号の葛城市公民館条例の一部を改正することについて、若干質疑を行っておきたいと思えます。

ただいま吉村部長の方からご説明をいただきました。ご説明では、大字林堂が認可地縁団体として新設された公民館について所有をすると、こういうことになったということで、その理由において削除したということであります。私、当初は、もう既に住所、地域ですね、公民館がないわけでありますから、新しい住所地に新たな公民館が建設されたから、この変更によって解体された公民館の設置条例を削除すると、こういうふうに理解をしていたわけでありますけれども、そうではないみたいだということですね。林堂大字が地縁団体として、新たに建設された公民館を所有すると、このことによって削除されるということになると、ここに新旧対照表をいただいておりますけれども、たくさんの分館があるわけでありますけれども、これらはそれぞれ中央公民館の分館として活動しておるということになるわけでありますけれども、この地縁団体の公民館は、規定上どのように位置づけられ、今後、これまでもどのように違う使われ方をするのか、この点、お伺いをしておきたい、このように思えます。

増田委員長 和田課長。

和田生涯学習課長 生涯学習課の和田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問でございますが、まず、今回建築されました林堂の本郷公民館でございます。この公民館が建築を行ったという根拠の方でございますが、まず社会教育法第21条で、「公民館は、市町村が設置する」と明記されております。ただし、同条21条の第2項で、「前項の場合を除くほか、公民館は、一般社団法人又は一般財団法人でなければ設置することができない」、こういうふうに明記されております。このたび認可されました林堂本郷自治会、これは認可地縁団体として、この一般社団法人に該当するものでございますので、こういった根拠の中からまず建築されたということでございます。

それから、これからの違いでございますが、公民館条例の方から削除いたしまして、今までは公民館条例にうたわれておりました公民館につきましては、指定管理として契約を行い、さまざまな公民館活動を行っていただいたわけでございますが、これからは公民館条例からは削除いたしますが、新たに生涯学習事業補助金交付要綱の方に林堂本郷公民館ということを位置づけさせていただいた上で、指定管理と同じ積算根拠で算出いたしました金額をもって、自治会に公民館活動事業補助という形で支払うということになります。

活動内容についてはこれまでと同じということになります。

以上でございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 ただいま和田課長の方からご答弁をいただきました。私もこういうケースというのは初めてのケースで、行く行くはこういう形になっていくのかなというふうには思いますけれども、しかし、少なくとも社会教育法に基づいて、中央公民館の地域分館等々として、市民の住民福祉、地域の自治等の発展のために大きく寄与されてきて、いろいろ財産の所有権の問題、あるいは、個々の分館等々における使用の規定等について、やっぱり問題はありますけれども、それらは長い歴史の中で地域住民の皆さん、我々含めて、このことを理解し、支障なく運営をされてきたわけであります。

そこで、お伺いするわけでありますけれども、これからやはり老朽化した分館等々、新築等が行われるケースがやっぱり出てくるわけでありますけれども、そういう場合は、土地の所有権等々の関係から考えて地縁団体としてしていくのか、そういう関係なしに新たに建物を建てていく場合は、地縁団体として建設をしていくという方向になるのか、お伺いをおきたいというふうに思います。

また、課長の方から、要綱に基づいてこれまでと同様の使い方ができると、こういうことであります。不利益がないというふうにお答えをいただいているというふうに思うわけでありますけれども、この点は、やはり権限のある市長の方から、変わらないと、そういう扱いをしていただけるということを確認しておきたい、このように思います。

増田委員長 山下市長。

山下市長 これからどうしていくねんということでございますけれども、さまざまなケースで建てられてきた各地域の公民館でございます。いろんな補助金を求めて、また助成制度を求めてさせていただいたという過去何十年という経過があるわけございまして、新たに建てる場合におきましても、その都度地元の方々と話し合いをしながら、より有利に進めていけるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。財源的な形ですね。これからそういった団体の扱いをどうしていくのかということにつきましては、現在、指定管理を行っておりますところと変わりなく進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 市長からお答えをいただきました。市長のご答弁のように、本当にさまざまな形態というか、それこそ文科省あるいは農水省等々の補助金をもらって、いろんな名前の集会所や公民

館等々が現実にあるわけで、そして、その土地の所有や建物の所有の形態、これもさまざまであります。その中で、やはりそれぞれの経過、歴史を尊重して、どのような扱いをされてきたということは事実でありますし、そういうことでは市民合意ができていくということで、その合意に基づいて認可地縁団体としてスタートする林堂の公民館に対して、取扱いについては全く同様に扱われると、扱っていただけるということでもありますので、そのように求めておきたい、このように思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 今の答弁の中で、今後、指定管理と何ら変わりはないということでしたので、あと確認だけしておきたいんですけど、さっき社会教育法で、まずは市町村が設置すると、それ以外については一般社団法人という形をとらなければならないということのご説明ありました。それ、よくわかりましたけども、いわゆる林堂分館のような形をとっている公民館というのは、現在の中であるんですか。

増田委員長 和田課長。

和田生涯学習課長 ただいまのご質問でございますが、葛城市内、今現在68館の公民館がございます。この公民館のうち、林堂を含めまして12分館がこういった形で指定管理とはせず、当然、公民館条例には記載されておりません。この12分館が、指定管理ではなしに生涯学習補助事業交付要綱に基づいて、さまざまな公民館活動事業に対する補助を行っているわけでございます。

以上でございます。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 そしたら、既にあるよというところで、林堂を入れて12分館以外の11分館を教えてください。

増田委員長 和田課長。

和田生涯学習課長 11分館でございますが、まず、北花内の出花内集会所、それから、林堂の林堂北分館、長尾の長尾公民館、同じく長尾の長尾コミュニティセンター、尺土の尺土集会所、それから、尺土の尺土団地集会所、それから、八川の八川寺前集会所、それから、當麻の北の門公民館、同じく當麻の平田公民館、南道穂の南道穂分館、それから、あと、別の条例でうたわれております忍海の忍海集会所、以上でございます。

藤井本委員 ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第12号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第12号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第13号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。

ただいま上程されております議第13号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

条例の説明に入ります前に、初めに、家庭的保育事業等につきましては、5人以下の家庭的保育事業、6人以上19人以下の小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内労働者の子どもに限らず地域の子どもの開放した事業所内保育所の4つがありますが、いずれも葛城市に現在は存在しませんが、今後実施されることもあろうかと思われる部分であります。お手元に配付させていただいております3枚つづりの資料、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての概要によりご説明申し上げます。

初めに、条例の第29条第7号イの表及び第44条第8号イの表の説明でございます。

葛城市では、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例により、家庭的保育事業等の基準を定めております。このたび建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、避難用の屋内階段の要件を定める部分が改正されました。このことを踏まえ、葛城市といたしましても、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の概要といたしましては、小規模保育事業所と小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育所、保育事業所の設備の基準におきまして、4階以上の階の避難用屋内階段について、避難階段の付室に外気に向かって開くことができる窓、もしくは国土交通大臣が定めた構造方法を用いる排煙設備を設けることにかえまして、階段室または付室の構造を、通常の火災時に生じる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できる国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの、または、国土交通大臣の認定を受けたものとするものです。

施行日につきましては、平成28年6月1日でございます。

次のページでございます。

条例の第30条第3項、第32条第3項、第45条第3項、第48条3項の改正でございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、小規模保育事業所等における職員の配置基準が緩和されました。このことを踏まえ、葛城市といたしましても、本条例に同様の特例を規定するため所要の改正を行うものでございます。

改正の概要といたしましては、小規模保育事業所等の職員の配置基準におきまして、配置が必要な保育士の数の算定におきましては、保健師、看護師を1人に限って保育士とみなすことができるかとされていたものが、保健師または看護師に加え准看護師も保育士とみなすことができるように改正するものでございます。

この改正につきましての施行日は、公布の日からでございます。

次に、3枚目でございます。

附則4項の改正の内容でございます。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、当分の間、待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの間でございますが、家庭的保育事業等における保育士の数につきまして特例が設けられました。このことを踏まえ、葛城市といたしまして、本条例に同様の特例を規定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要といたしまして、①として、保育士配置の要件の弾力化でございます。小規模保育事業所等におきましては、保育士を2名以上配置することが省令上求められているところではありますが、乳児または幼児の年齢別の配置基準の合計数が1となるときは、保育士1人に加えて、子育て支援員研修を修了した者等の保育士資格を有しない一定の者を配置することを可能といたします。

②といたしまして、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用でございます。小規模保育事業所等における必要保育士数の3分の1を超えない範囲で、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を保育士にかえて活用を可能といたします。

③といたしまして、研修代替要員等の加配人員における保育士資格要件の弾力化でございます。小規模保育事業所等におきましては、11時間開所で保育士1人当たり最長8時間労働としていること等により、省令上必要となる保育士に追加して雇い入れることが必要となる保育士につきまして、3分の1を超えない範囲で子育て支援員研修を修了した者等の保育士資格を有しない一定の者をもってかえることを可能といたします。

施行日につきましては、平成28年4月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 今の説明を聞かせていただいている、本当に我々わからん者にとってよく理解しやすい説明であったかなというふうに思います。設備のこと、また人事面のことの改正があるんだということでもよくわかりましたけども、部長が今、おっしゃった、冒頭におっしゃったんですけど、こういうことは今、葛城市にはないんやと。しかし、今後においては考えられますのでというお言葉あったわけですけども、こういった家庭的保育事業、また、小規模のこういった事業というものの、事業そのものが、今後において、葛城市の予想としてどのように考えられるのか、また、動きがあるのか、言葉何ですけど、葛城市には全く関係のない話ですわというようなものなんか、そういったところの今後について、ご説明いただきたいなとい

うふうに思います。

増田委員長 山岡部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今、言いました家庭的保育事業ですが、今のところ葛城市といたしましては、今までから言う認可保育所、私立3園、公立3園がございまして、それで当分の間はいけると思っております。しかし、ここで言います事業所内の保育所、事業所内の労働者だけでなく、また地域の子も入れてするというようなお話が出てきた場合には議論していかなければならないと思っておりますが、これにつきましても今のところは、どこからも要望等はございません。

以上です。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 今のもまたよくわかりました。褒めてばかりいて申しわけない。いわゆる企業なんか大手が来られたときの大手の中でのそういうのが考えられると、こういう認識を持っておるんですね。地域で今まだ不足するとか、そんなんないけども、企業のそういう事業が今後予想されるというケースもあるというふうに思っておいたらいいわけですね。はい、いいです。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第13号の葛城市家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、若干お伺いをしておきたいというふうに思います。

1つは、建築基準法の改正に伴うものであって、遵法改正ということでありまして、また、A型、B型等の職員に関する規定も、これも国の法律等の改正によるものであると思います。そういう意味ではやむを得ないことだというふうには思いますけれども、やはり1つは、今、世間でも話題になっています保育所の待機児童の問題なんですね。国はこれに対応するために、やはり保育士さんが確保できないと定員どおりの児童の入所を認めることができない、こういうことになっているわけですね。やはり焦眉の問題としては、保育士さんの確保が大きな問題になっています。今回、この中でA型あるいはB型において、准看護師さんも追加をする、こういうことになったわけでありまして。

藤井本委員の質問の中で、葛城市においては、家庭的保育事業所は、事業所というか保育所はないわけで、事業所内における保育所もないわけで、この規定の対象にはないわけですが、やはり私は現状の葛城市の保育事業においても、保育士さんの確保が焦眉の問題になっているというふうに思います。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですけども、これはA型、B型において准看護師さんがその対象になるというわけなんですけども、もし、いわゆる認可保育所である公立の保育所並びに民間の保育所でこういう基準が新たに入れられた場合、どれほど保育所にとって地域の保護者の保育要求に応えられる状況になるのかお伺いをしたいし、こういう需要があるのかと、私は基本的に保育士の資格を持っている人は、結婚とか子育てとか、いろいろな事情で退職されているわけで、潜在的には60万人を超える有資格者がいるんじゃないかと思って

います。そういう意味では、これらの人々の方が准看護師さんを入れていくよりも、非常に早道ではないのかと、こういうふうに思うんですが、その点、実際に准看護師さんという規定が加わったとしたら、今の保育所における戦力として活用できる、そういう条件があるかどうか。また、潜在的な保育士さんの有資格者、どの程度おられるか把握をされているかどうか、なかなか難しいことだと思うんですが、お伺いしておきたいと思います。

増田委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問でございますが、保育士の潜在的な人数ですが、今のところ把握はしておりません。

増田委員長 白石委員。

白石委員 多分、そういうことだろうというふうに思います。准看護師さんも有資格者の中に入れて、保育事業にかかわっていただくという点は、これは国も苦肉の策で出してこられていると思うんですけども、ご承知のように、医療の分野でも、ほんまに看護師、准看護師さん、足りなくて、確保するのがもう大変な状況になっています。ベッド数が200あっても、この200使えない、こんな状況がやっぱり医療現場でも起こっているんですね。そういうことから考えると、准看護師さんを入れたとしてもどれほどの効果があるのかということは、私はもう本当にわからない、それこそ、それよりも潜在的な保育士さん、それこそ六十数万いたと思うんですけども、そういう人たちを掘り起こして、葛城市にどの程度のそういう資格者がいて、その人たちがどういう状況で今、おられて、保育事業にご協力いただけないか、ここへ働きかけていく方が、私は早道ではないのかというふうに常々思っているわけですね。もちろん、このことによって条件が合えば、准看護師さんも家庭的保育事業においてご活躍いただけるということは、私は悪くないことだというふうに思います。

何よりも、やっぱりここでも、41ページの第6項ですか、とにかくそういう担い手が足りないということに鑑みてこういう特例を設けているということは、現実的に、やっぱり全国的に保育士さんが足りない。そのために、特例としてそういう措置がされているということでもありますので、まさに特例であって、やはりこれは予算の審査にかかわるようなことになったらあきませんけれども、保育士さんをふやすためには、保育士さんの給料をやっぱり引き上げていくとか、待遇ですね、そういうものを向上させていかないと、やはり定着をしないということになるわけで、特例としてこういうことが適宜に実施されるということは、私は悪いことではないというふうに思いますけども、基本は基本として据えて、取り組んでいただきたいことを申し述べて、終わっておきたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第13号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第13号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第14号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。

それでは、ただいま上程の議第14号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することにつきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の43、44ページでございます。

本改正につきましては、本年4月1日から実施することになりました、葛城市立幼稚園における一時預かり事業に関する利用料を規定するとともに、葛城市立保育園における一時預かりの利用料を改定するものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第6条の改正につきましては、一時預かり事業の利用料の規定でございまして、市立幼稚園において一時預かりを実施することに伴いまして、市立幼稚園の文言を加えるものでございます。

第7条の改正につきましては、文言整理によるものでございまして、第6条を前条に改めるものでございます。

次に、別表第2の改正につきましては、利用場所として、市立保育所及び市立幼稚園を明記いたしまして、利用料金につきましては、市立保育所では年齢要件に関係なく4時間以内の利用料金は日額900円、4時間を超える利用料金は日額1,800円に改めまして、ゼロから2歳児の利用料金を引き下げるものでございます。市立幼稚園におきましては、4時間以内の利用料金は日額400円、4時間を超える利用料金は日額800円と定めるものでございます。

なお、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

お手元に配付しております参考資料といたしまして、一時預かりの実施要綱(案)を添付させていただいておりますので、あわせてご説明を申し上げます。

まず、目的でございます。この要綱につきましては、保護者の疾病や災害等によりまして一時的に家庭での保育が困難となった児童を市立幼稚園において一時預かりすることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって、児童の福祉の向上を図ることを目的としております。

第2条の対象児童でございます。一時預かりの対象となる児童は、現に幼稚園に在園して

いる児童でございます。

第3条の実施日でございます。実施日につきましては、土日、国民の祝日に関する法律の休日、冬季、春季、休業日以外の日でございます。

次に実施時間でございます。一時預かりの実施時間は、教育過程に係る教育時間終了後から午後4時半まででございます。夏季休業日における実施時間は、午前9時から午後4時半までとなっております。

めくっていただきまして、第7条の利用料金につきましては、条例の定めによるものでございます。

第8条の利用料の免除につきましては、PTA活動に参加する場合に一時預かりをするときは利用料を免除するということになっております。

簡単でございますが、以上で概要の説明を終わらせていただきます。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 原案については全く問題ないと思う。今、実施要綱（案）の方で、吉村部長の方からご説明いただきました。その中でちょっとお伺いしておきたいと思います。この目的の第1条で、保護者の疾病や災害等により一時的に家庭での保育が困難になった児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とするということで書かれているわけで、これはこれとして文言として適切だというふうに思うんですが、その「等」のところですね。

2枚目の利用料の免除、第8条で、保護者の児童が幼稚園のPTA活動に参加するとき、または市立小学校及び市立中学校の校長が当該校におけるPTA活動であると認める活動に参加するために一時預かりを利用するときは、利用料を免除することができると。これは利用料の免除の規定でここに書かれているわけでありまして、PTA活動に係って校長先生がPTA活動と認めるときには、一時預かりとして認めていきますよ、受け入れますよと、こういうことなんですけれども、これもその「等」の中に含まれているというふうに考えなくていいのか。こういうことに準ずることも一時預かりの対象になるのかどうか、これが非常に大きな私の関心事やね。やっぱり緊急の病気とか災害とかということは物すごい強調されるわけですね。やはり、保護者の疾病や災害ですから、そうではなくて、こういうことにも利用できると。例えば、ご親族の方が病気になった、あるいは、お亡くなりになった、あるいは、結婚をするようなことになった。そういう場合も、これはちょっと趣旨が違いうんですが、これが出てきたから、ちょっとどのぐらいの範囲まで運用してくれるのか、非常に興味があることでね。

増田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時26分

再 開 午前10時32分

増田委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

白石委員。

白石委員 この運用については、やはりそれぞれの事情に応じて運用していただきたいということがあります。その辺は、一時預かりの諸施策とも連携をして、やっぱり進めていただきたいということを申し述べて質疑を終わっておきたい、このように思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 ただいま、議題よりもこっちの、今、あった一時預かりの実施要綱を見ていて、確認だけまたこれもとっておきたいと思うのは、見なかったら見なかったんですけども、これ、今、話出たように保護者の疾病とか災害等によりという、こういう事態の中で、これを申し込むのが保護者がしなければならない。ここのやり方をどうされているのかなという確認をしたいというふうに思います。というのは、私、葛城市内じゃないんですけど、よそのある施設に行っていたときに、警察官が来られて、そこの保護者を2人逮捕しましたと、ちょっと預かってくださいという場面に遭遇したことがございます。もちろん預かられていたけども、これ、施設の話ですけど、保護者の疾病、災害等により本当に保護者が申し込みをできない状況のときに、いわゆる保護者をどこまでの解釈をするのかですね。例えば、今、申し上げているように警察でもいいのか、まちの地域の民生委員さんがそういうことをされるのか、おじいちゃん、おばあちゃん、ないし、親戚の方がされるのか、これを実施要綱の中でどういうふうに運用されているのか、教えていただきたいというふうに思います。

増田委員長 大西教育長。

大西教育長 先ほどのご質問もあわせて同じかと思うんですけど、私的、公的があることには、あくまでこれは私的な、家庭的な事情によってお預かり、有料でということでございますので、今、おっしゃっていただいた公的なところからの申し出につきましては、一時預かりというのはこれじゃなくて、当然、学校、幼稚園とか、子どもの安全確保ということで対応しなきゃなりませんので、それはもう別のところで対応させていただくということで考えております。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 だから、別のところというのは、もう学校長なり教育委員会の判断で、そういう措置をとると、このように受けとめていいわけですか。別のところというのがわからない。

増田委員長 大西教育長。

大西教育長 別のというのは、この要綱とは別ということですから、当然、それはこの要綱、一時預かりとは関係なく、子どもの安全確保ということで、学校長、幼稚園長、私どもの判断でさせていただきますということです。

藤井本委員 わかりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第14号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第14号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第15号、葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。

ただいま上程されております議題15号、葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げます。

本案につきましては、平成27年2月12日に介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴う改正でございます。これまで、介護支援専門員として、5年ごとに更新研修を受けることとなっておりますが、主任介護支援専門員の継続的な資質向上を図るため、主任介護支援専門員更新研修を5年を超えない期間ごとに受けることとなり、地域包括支援センターに置くべき主任介護支援専門員に、主任介護支援専門員更新研修を修了した者を加える改正でございます。

附則でございますが、経過措置といたしまして、平成23年度までに主任研修を修了した者は、平成31年3月31日、平成24年度、平成25年度の主任研修を修了した者は、平成32年3月31日が主任介護支援専門員の有効期間とするものです。

施行日は、平成28年4月1日です。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第15号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第16号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。

ただいま上程されております議題16号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げます。

本案につきましては、本年2月5日に、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布に伴い、本条例の基準となる省令が改正されたため、所要の改正を行うものでございます。

まず第1条では、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

お手元の新旧対照表にてご説明申し上げます。

第16条から第65条でございますが、介護保険法改正に伴う項ずれと文言の整理でございます。

第78条の第1項は新設でございます。グループホームでは既に規定されておりますが、認知症対応型通所介護につきましても同様の規定をするもので、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置が義務づけられました。地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ、地域との連携等に関する規定について改正を行うもので、運営推進会議をおおむね6カ月に1回以上開催することの規定でございます。

第2項は新設で、その記録の作成、公表などの規定を設けたものでございます。

第5項、これも新設で、事業所と同一の建物に居住する者以外へのサービス提供に関する努力義務規定を設けたものでございます。

次に、第79条第2項第6号、これも新設でございますが、運営推進会議において、整理する記録の規定を設けたものでございます。

第87条から第190条は、介護保険法改正に伴う項ずれでございます。

主な改正内容といたしましては、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護におきまして、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置を義務づけるものでございます。

施行日は本年4月1日でございます。

次に、第2条でございますが、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

8ページでございます。

第9条につきましては、介護保険法改正に伴う項ずれでございます。

第39条第1項は新設でございます。介護予防認知症対応型通所介護について地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置が義務づけられました。先ほどの条例改正と同様の内容となっております。地域との連携等に関する規定について改正を行うものでございます。運営推進会議をおおむね6カ月に1回以上開催することの規定でございます。

第2項も新設で、その記録の作成、公表などの規定を設けたものでございます。

第5項、これも新設で、事業所と同一の建物に居住する者以外へのサービス提供に関する努力義務規定を設けたものでございます。

第40条第2項第6号、これも新設で、運営推進会議において整備する記録の規定を設けたものでございます。

第62条は、介護予防小規模多機能型居宅介護の地域との連携等について規定していましたが、これは削除しております。

第65条では、第39条の介護予防認知症対応型通所介護の地域との連携等の規定を準用する改正でございます。また、運営推進会議の開催を2カ月に1回以上と規定するものでございます。

第86条では、介護予防認知症対応型共同生活介護においても、第39条の地域との連携等の規定を準用し、運営推進会議の開催を2カ月に1回以上と規定するものでございます。

施行日は本年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 さらさらっと来たわけですけど、教えていただきたいのは、ここによく出てきたというんか、主となる運営推進会議ですね。これが平成28年4月1日、もう来月から行われるということで、ここには地域の住民、利用者の家族、利用者、また市の職員等でその委員会をつくるというふうなことも明記をされているわけですけども、まずこれがどこまで進んでんのか、どれぐらいの規模でされてんのか、これに関する今の状況、もちろん4月になればできますよという答えになるであろうと思いますけども、予定されているようなメンバーとか、わかれば教えていただきたい。

ここで推進会議をされて、今度その事業所に助言をするというふうになっているわけですけども、助言をされた後、どうするのかというのを見ていると、公表しなければならない、こうなっていますね。公表というのは、事業所の中だけで公表するのか、どこまでの公表を

意味するのか、確認しておきたいと思います。

増田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問にお答えいたします。運営推進会議でございますが、現在、葛城市内に地域密着型の介護事業所というのは、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームというのが市内2カ所ございます。おおむね2カ月に1回以上ということで運営推進会議、今のところ実施しておりまして、うちの方からは職員、それから地元の区長、民生委員、それから、利用者の方等での会議ということで行っております。

公表につきましては、外部評価というものがあまして、その中で外部評価によります公表という形でしか今のところ行えていないような状況でございます。広報に掲載するとかというようなことはいたしておりません。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 ごめんなさい、私がまだまだ勉強不足の点があるんですけど、今の話によると、もう既にやってんねんというふうに聞こえたんですけど、今、条例改正をしようとする中でこれを設置しなければならないと、こういうふうに私は受け取ったわけですけども、既にそれはもうやってんねんと。ここが私また余計わからんようになってきて。

増田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 ただいまのご質問でございますが、地域密着型のサービスいろいろございまして、今、この規定が設けられているのは認知症対応型共同生活介護グループホームでございます、これは規定どおりしております。

今回、改正いたしますのは、認知症対応型の通所介護につきまして、新たにこの基準を設けたというものでございます。

以上です。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 それで、もう既に利用者、区長さんという話も出たかな、民生委員さんという話も出たかな。一番冒頭に私は、規模的にどれぐらいの人数で会議をやられてんのかということも聞いたと思うんですけど、あとそれだけです。10人ぐらいでやっているものなのか、全くわからん状況なので、区長さんも含めると、区長さんのどれぐらいが出ておられるのかもわからないので、この会議そのものの規模だけ聞いといて終わります。

増田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 委員会に参加されている方々の規模でございますが、約10名程度の会議で実施させていただいております。

区長につきましては、地元の区長さんが参加されております。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 藤井本委員の質疑にもかかわってお伺いをしてまいりたいと思います。

このたびの改正が、グループホームにおける通所事業について6カ月に1回以上、運営推

進会議をして、運営会議から必要な情報や助言を聞くと。そして、事業者は報告や評価、要望、助言等についての記録を作成して、当該記録を公表しなければならないということでもあります。現在、グループホームは市内に2カ所あるというふうに思いますし、それぞれ通所事業もやっていますね。やっているところやしていないところがあるみたいですが、現在、運営推進会議がグループホームでは2カ月に1回行われているということであり、それとはまた別に、6カ月に1回以上、運営推進会議が行われるということになるということですね。ということは、これは事業所としては、それだけ事務がふえるということになるのでしょうか。この点をお伺いしておきたいというふうに思います。

そして、対照表の4ページですか、5項になるのか、赤字の部分でありますけども、その真ん中部分、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても認知症対応型通所介護の提供を行うように努めなければならないというふうに書かれているわけですが、これの趣旨、目的というか、この点もお伺いをしておきたい、このように思います。

以上です。

増田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

認知症対応型通所介護につきましては、6カ月に1回ということですが、認知症の対応型共同生活介護、いわゆるグループホームをやっている事業所が通所介護もやっているというケースが多くございまして、葛城市内でも1カ所がそれに当たります。ですので、通所介護の方が6カ月に1回、それから、グループホームは2カ月に1回ということですので、同時開催ということも可能でございます。

それから、5ページの第5項でございしますが、これはほかの事業所、例えば、有料老人ホームとか、デイサービス事業とか、そういうことをされている建物と併設して、こういうサービスをやっておられる事業所の場合なんですけども、有料老人ホームに居住されている人以外の方も、こういったサービスを提供する努力義務の規定が第5項でございます。

以上です。

増田委員長 白石委員。

白石委員 今、門口課長の方からご答弁をいただきました。現在、実際に行われているグループホームとして、入居者の支援事業というか、介護事業をやっている、その事業に関しては2カ月に1回という形で実施されていると。運営推進会議のメンバーは、当然同じでもいいということですし、6カ月に1回以上のその1回が2カ月に1回とダブっても、これは問題はないというふうに思うわけでありますけれども、やはり問題は、利用者というのは、その入居している人の利用者の家族なのか、通所をされている利用者の家族なのか、その辺がちょっと疑問なだけであって、私は運用としてはそういうことが望ましいというふうに思います。

今、介護施設いろいろありますけれども、介護報酬の大幅な引き下げによって非常に事業所の運営が厳しくなっていて、そんな中で通所事業を単独でやっているようなところは、撤退等々のやっぱり問題が起こっています。グループホームは、認知症の方々の本当の最後のとりでみたいな形で、これからは認知症の方々で、特例はありますけれども、要介護3以上

にならないと特養に入所できないみたいな状況になってくる中で、やっぱりグループホームが非常に入所にしても通所にしても大きな支えになるわけだね。こういうところが本当に地域と連携をして、やはり利用者あるいは利用者の家族等のニーズをきちっと受け入れて、部外の人たちとも連携をして開かれた施設になっていただくというのが、これは本当にありがたい話なんです。

しかし、要は、そのことによって事業所の経営が圧迫されるということではやっぱり困るわけで、国はどんどんとそういう施策を打ち出すわけでありますけれども、こういうことに対する報酬等の見直しについては実施されているのか、あるいは、考えておられるのか、この点はどのようになるのかお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、もう1点は、グループホームと併設されている有料老人ホーム等の利用者、そういう利用者等以外の地域の人たちの利用する通所事業、これらを実施するように努めなきゃならないということだったのかな。課長の答弁、そうですね。これは、努めるということですから、努力義務ですからあれですけれども、やはり本市に2カ所あるグループホームのうち、1カ所は通所の受け入れをしていただいているということでありますけれども、あと1カ所は受け入れをされていないということになると、やはり事業所の経営や運営の方針が当然違うわけで、当然、努力義務ということでありますけれども、できるだけ、これから、本当に認知症の高齢者がどんどんふえてくるというような状況の中で、小規模の通所介護の事業所が、もちろんふえていますけども、やはり専門的な事業所として、グループホームが通所を受け入れていただくということが、私は大いに歓迎できることで、ぜひ、グループホームは指定地域密着型サービスの事業として、葛城市が主体性を持って進めている領域でありますので、ぜひ、通所事業を始めていただくように要請をしていただきたいということを述べておきたいと思います。

以上です。

増田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

この運営推進会議に関する事務ですが、これに対する報酬に反映されるというようなことは今のところございません。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第16号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案どおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩とさせていただきます。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時15分

増田委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

次に、議第20号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。

それでは、ただいま上程の議第20号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ809万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億2,126万4,000円とするものでございます。

第2条におきましては継続費の補正を、第3条では繰越明許費をお願いするものでございます。

それでは、8ページをお開きください。第2表の継続費の補正でございます。

補正前の継続費の総額57億6,180万円を補正後、56億2,677万3,000円でございます。年割額につきましては記載のとおり減額変更するものでございます。

次に、9ページの第3表の繰越明許費でございます。

2款総務費、1項総務管理費では、母親雇用支援事業で4,000万円でございます。下の段の葛城アートフェア事業につきましては800万円でございます。3項の戸籍住民基本台帳費では、個人番号カード交付事業といたしまして1,049万5,000円。

3款民生費、1項社会福祉費では、介護保険抜本改正対応業務で156万5,000円、年金生活者支援臨時福祉給付金事業といたしまして1億2,529万4,000円。2項の児童福祉費におきましては、保育所緊急整備事業で2億1,187万9,000円、保育所等における業務効率化推進事業では110万円、子ども・子育て支援システム改修事業で236万2,000円、新庄北小学校区学童保育所増築工事実施設計業務で356万4,000円。

4款衛生費、2項清掃費では、地域循環型社会形成推進事業で3,086万4,000円。

8款教育費におきましては、2項の小学校費では、新庄小学校配膳室建設工事実施設計業務で220万円、教育用機器更新事業で553万9,000円。3項中学校費では、教育用機器更新事業で235万2,000円、幼稚園費におきましては、新庄北小学校附属幼稚園増築工事実施設計業務で332万1,000円、磐城小学校附属幼稚園改築工事設計業務で2,495万4,000円でございます。

それでは、歳出の方から事項明細書に基づきましてご説明申し上げます。

21ページをお開きください。

2 款総務費の13目地方創生加速化交付金事業費でございます。13節の委託料で説明の母親雇用支援事業委託料で4,000万円でございます。19節の負担金補助及び交付金におきましては、説明のアートフェア実行委員会の助成金800万円でございます。

22ページでございます。

戸籍住民基本台帳費におきましては、12節の役務費で80万円の減額、負担金補助及び交付金では、説明の地方公共団体情報システム等交付金で613万1,000円の追加でございます。

24ページでございます。

3 款民生費、1 目社会福祉総務費の11節需要費につきましては、40万円の減額、13節の委託料におきましては34万6,000円の減額でございます。

次のページの2 目、国民健康保険医療助成費でございます。28節の繰出金といたしまして、4,719万9,000円の追加でございます。4 目の障害者福祉費でございます。8 節の報償費では17万6,000円の減額、12節の役務費では59万円の減額、13節の委託料につきましては677万7,000円の減額、扶助費につきましては4,483万5,000円の減額、償還金利子及び割引料では141万円の追加でございます。5 目の老人福祉費でございます。13節の委託料では12万5,000円の追加でございます。

次のページの26ページでございます。

償還金利子及び割引料では88万6,000円の追加、28節の繰出金では682万1,000円の追加。9 目の臨時福祉給付金事業費でございます。12節の役務費で17万円の減額、13節委託料で355万円の減額、使用料及び賃借料で47万5,000円の減額、19節負担金補助及び交付金で1,050万円の減額でございます。11目の年金生活者支援臨時給付金事業費でございます。7 節の賃金で266万2,000円の追加、11節の需要費では30万7,000円の追加、12節の役務費では141万3,000円の追加、次のページの13節委託料では260万1,000円の追加、14節の使用料及び賃借料では54万円の追加、負担金補助及び交付金では1 億1,700万円の追加でございます。

3 款民生費でございます。1 目の児童福祉総務費では、19節負担金補助及び交付金で、説明の病児・病後児保育事業費負担金で15万7,000円の追加、扶助費では35万4,000円の減額、償還金補助及び割引料では61万7,000円の追加。2 目の児童措置費でございます。負担金補助及び交付金で110万円の追加がございます。

28ページでございます。

扶助費で1,795万9,000円の追加、3 目の保育所費では7 節賃金で1,773万1,000円の減額でございます。需要費では262万6,000円の減額、委託料では236万2,000円の追加。4 目の児童負担費でございます。11節の需要費では59万1,000円の追加。

次のページに行きまして、5 目のひとり親家庭等福祉費でございます。23節償還金利子及び割引料で10万7,000円の追加。7 目の子育て世帯臨時特例給付金事業費でございます。7 節賃金では68万8,000円の減額、11節需要費では18万5,000円の減額、12節は役務費で56万3,000円の減額、19節の負担金補助及び交付金で185万7,000円の減額でございます。

30ページでございます。

1 目の生活保護総務費でございます。13節委託料で49万4,000円の減額です。2 目の扶助費では、20節扶助費で4,750万円の減額。

4 款衛生費、4 目健康づくり推進事業費でございます。委託料で60万円の減額でございます。5 目の母子保健事業費、委託料で200万円の減額、負担金補助及び交付金で100万円の減額でございます。

32ページでございます。

2 目の塵芥処理費でございます。7 節の賃金で280万円の減額、13節委託料で830万円の減額です。3 目のし尿処理費でございます。7 節の賃金で30万円の減額です。

次のページでございます。

負担金補助及び交付金で、葛城地区清掃事務請負委託金で113万円の追加でございます。4 目の地域循環型社会形成推進事業費でございます。委託料で473万円の減額、15節の工事請負費で57万円の減額でございます。

40ページでございます。

8 款教育費の2 目の事務局費でございます。13節の委託料で112万3,000円の減額、14節の使用料及び賃借料で75万4,000円の減額です。28節の繰出金で1,902万7,000円の減でございます。次に、2 項の小学校費でございます。1 目の学校管理費で、13節委託料で58万5,000円の減額。3 項の中学校費、1 目の学校管理費では、13節の委託料で32万円の減額、15節の工事請負費では80万円の減額です。2 目の教育振興費でございます。委託料で55万8,000円の減額、20節の扶助費で88万4,000円の減額でございます。4 項の幼稚園費でございます。1 目の幼稚園管理費では、11節需要費で60万円の減額、15節の工事請負費で880万円の減額でございます。2 目の教育振興費でございます。20節の扶助費で60万円の減額です。次に、3 目文化財保護費でございます。8 節報奨費で30万円の減額でございます。6 目の文化会館費でございます。13節の委託料で172万4,000円の減額。

次のページに参りまして、14節の使用料及び賃借料で111万6,000円の減額、15節の工事請負費で94万1,000円の減額です。次に、8 目の歴史博物館費でございます。7 節の賃金で30万円の減額、需要費で190万円の減額、委託料で22万円の減額、使用料及び賃借料で30万円の減額でございます。

44ページでございます。

11 款基金費でございます。7 目教育基金費で25節の積立金で6,511万3,000円の追加でございます。

次に、歳入の方に移らせていただきます。

12ページをお開きください。

11 款分担金及び負担金でございます。1 項の負担金で2 節児童福祉費負担金で2,132万9,000円の減額。

12 款使用料及び手数料、1 項使用料で、3 節の幼稚園使用料では622万8,000円の減額。2 項の手数料では、衛生手数料といたしまして、2 節清掃手数料で1,000万円の追加でございます。

次のページに参りまして、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、1節社会福祉費負担金で19万2,000円の追加、2節の児童福祉費負担金で1,650万円の追加、5節の生活保護費負担金で3,654万6,000円の減額でございます。2目の教育費国庫負担金で、1節小学校費負担金で1,589万8,000円の追加でございます。次に、2項の国庫補助金です。1目、総務費国庫補助金では、2節戸籍住民基本台帳費補助金といたしまして613万1,000円の追加でございます。2目の民生費国庫補助金では、1節社会福祉費補助金で814万8,000円の減額、2節の児童福祉費補助金では173万9,000円の追加、3節の生活保護費補助金では42万3,000円の減額でございます。

次のページに参りまして、4節の臨時福祉給付金事業補助金といたしまして、1億1,059万9,000円の追加、5節の子育て世代臨時特例給付金事業補助金では329万3,000円の減額。3目の衛生費国庫補助金では、1節保健衛生費補助金で1億4,067万円の減額です。

次のページに参りまして、7目の教育費国庫補助金、1節小学校費補助金では38万9,000円の追加、3節の幼稚園費補助金では131万3,000円の追加です。

次に、14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金では、1節社会福祉費負担金で471万8,000円の追加、2節の児童福祉費負担金で825万円の追加でございます。次に、2項の県補助金です。2目の民生費県補助金では、1節社会福祉費補助金で1,645万6,000円の減額でございます。2目の衛生費県補助金で、1節保健衛生費補助金では12万円の追加でございます。

次のページに参りまして、15款財産収入、2項財産売払収入では、1目物品売払収入で300万円の追加。16款寄附金、1項寄附金、5目の教育費寄附金といたしまして6,511万3,000円の追加です。

次に、19款諸収入、3項雑入といたしまして、3目過年度収入で199万2,000円の追加。4目雑入につきましては、保育所受託保育収入、説明の保育所給食代、生活保護法による返還、それから、学童保育費賄費、休日診療所交付税配分金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 ただいま吉村部長の方からご説明いただきました議第20号の平成27年度葛城市一般会計補正予算（第6号）について、質疑を進めてまいりたい、このように思います。

まず、9ページであります。

第3表の繰越明許費についてお伺いをいたします。

土木費の道路橋りょう費や地域活性化事業、道路新設改良事業等については、先の3月5日の本会議におきまして、その内容や理由等についてお伺いをいたしました。本委員会におきましては、所管にかかわる事業についてお伺いをしてまいりたいと思います。

総務費の戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業、民生費の社会福祉費の年金生活

者等支援臨時福祉給付金等の2件及び児童福祉費の2件につきましては、通常国会における国の1号補正が成立をしたことによるもので、これはやむを得ないものと考えます。しかし、児童福祉費の保育所緊急整備事業や新庄北小学校区学童保育所増設工事設計業務及び衛生費の地域循環型社会推進事業、並びに8款教育費、2目小学校費、3目中学校費、4目幼稚園費等については、それぞれその内容、繰越明許された事由について、お伺いをしてまいります。

増田委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員のご質問で、保育所緊急整備事業についてのご質問にお答えさせていただきます。

保育所緊急整備事業補助金につきましては、浄正院保育園の園舎の建替えの補助金でございます。2億1,187万9,000円分でございます。この分につきましては現在、保育園の方の設計及び開発協議建築確認申請等の各関係機関との調整に、当初の予定より時間を要したため、現在、聞いております平成28年12月が竣工予定となっており、補助金の交付については完成後に交付するものでございますので、繰越しを必要としております。

次に、新庄北小学校区学童保育所増設工事实施設計業務委託料についてでございます。この分につきましては、当初計画している中で、建設位置に埋設支障物、電気設備とか機械設備に係る埋設管が支障物となり、建設位置の変更等により期間を要しているため、繰り越しを必要となっております。

以上でございます。

増田委員長 西川課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

教育費の方の繰越しでございます。新庄小学校の配膳室建築工事の実設計業務でございます。これにつきましては、新学校給食センターの稼働に伴いまして、旧新庄給食センターの配膳室が給食センター内にありましたが、これを解体されることになりました。よって、新庄小学校の給食配膳室がなくなりますので配膳室の建築が必要になったもので、設計費用を上げさせてもらいました。建築につきましては、給食期間中は工事ができないために、建築工事を小学校の夏季休業中に実施しなければならないと考えていることから、平成28年度当初からの設計業務着手では工事が間に合わないため、平成27年度の12月補正で予算を計上しましたが、実施設計確認、建築確認等のことに時間を要しておりますので平成27年度内に完了が見込めないことから、繰越し業務となりました。

それから、幼稚園費の新庄北小学校附属幼稚園の増築工事实設計業務でございます。これにつきましても、平成29年度から実施予定の新庄地区の3歳児保育を行うために、新庄北幼稚園の保育室が1室不足をすることになりました。増築工事について、実施設計を9月補正で予算計上させていただきましたが、設計の概要といたしまして、保育室の増築とトイレの建築でございます。この設計業務につきましては、学童保育所施設一体の発注であるために、先ほど岡課長が申しました理由により、学童保育の建築理由により設計業務が延びてお

りますので、これにつきましてもほぼ終わっておりますが、そちらの方と一緒に完了しなければならないということで繰越しとなりました。

同じく、磐城小学校附属幼稚園の改築工事の設計業務でございます。これにつきましても、耐震診断数値があまりに悪かったということで、保育室、遊戯室、職員室等の実施設計業務でございます。新園舎建設に係りまして、基本的に仮園舎なしの建築を、今、考えております。事前調査、基本設計、実施設計、建築確認等にも期間を要しておりますので、年度内の設計完了が見込めないため、繰越しとなっております。

以上でございます。

増田委員長 巽室長。

巽 新炉建設準備室長 新炉建設準備室の巽でございます。

地域循環型社会形成推進事業の繰越し明許の分について、ご説明申し上げます。

1つは、実は進入道路の用地で未買収の部分が1カ所ございまして、それに係る用地費、それから、補償費、それと工事費。この部分につきまして未完了ですので、その分を繰越しさせていただきます。内訳としましては、工事費で1,500万円、用地費で500万円、補償費で86万4,000円。

それともう1つ、12月に実は新庄クリーンセンターの解体工事を、新炉ができてからスムーズに進めようということで、12月にその新庄クリーンセンターの解体発注仕様書の作成委託料ということで、補正を上げさせていただきました。その分につきまして、1,000万円だったんですけども、一応、期間がやはり7カ月程度かかるということで、契約繰越しということで、1,000万円分をさせていただいております。

その2つの理由によりまして、合計3,086万4,000円の繰越しとなっております。

以上でございます。

増田委員長 橋本課長。

橋本学校教育課長 学校教育課、橋本でございます。

ただいまの質問でございます。教育費の小学校費、教育用機器更新事業並びに中学校費の教育機器更新事業の件でございますが、市内小学校のパソコンの入れかえを、平成27年度に予定しておりました。入れかえにつきましては夏季休業中に入れかえするということに予定しておったわけでございますけれども、ちょうどその時期に、パソコンのオペレーションソフト、新しくWindows10が発売になりました。発売間もないWindows10の環境の中で、学校で使っておりますアプリケーションソフトが問題なく動くかどうかについてきちっとした確認ができておりませんでしたので、Windows10を使用する必要があると思われましたけれども、700台のパソコンの更新ということで、さらには、現行のパソコンが引き続きもう1年利用できる見込みであることがわかりましたので、パソコン及びプリンター等の入れかえ事業につきましては、平成28年度の実施といたしました。

以上でございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ所管の責任者からご答弁をいただきました。当初予算において計上されたもの、

あるいは9月、12月において補正されたもの等々でございます。ご承知のように、地方自治法は、会計年度独立の原則ということで、当該年度の歳入歳出予算、とりわけ歳出については、当該年度において支出を終えるものとする。このことによって財政の区切りというか、そういうことをきちっとして、市民の皆さんにわかりやすい財政運営、会計処理をしていくというのが原則になっています。しかし、当然それでは予算の執行が困難でありますので、例外として、繰越明許費や継続費の通次繰越し、事故繰越し等が規定で設けられているわけでありまして、だからといって、繰越明許費が自由にできるかということ、そういうことではありません。ご承知のように、地方自治法の第213条繰越明許費の規定では、歳出予算の経費のうち、その性質上、そしてもう1つ、予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰越して使用することはできるとされております。

それぞれ繰越された理由について、ご説明をいただきました。これ、1つ1つ審査をしていけば、非常に長くなります。どの要件に該当するかといえば、多くは予算成立後の事由、理由に基づいて繰越しをされているというのが現状だろうというふうに思います。いろいろ聞いてみますと、学童保育の保育所の増築と保育室の増築等において、学童保育の設置場所を変えなきゃならないというような事情が起きて、そのあおりを食って幼稚園の方にも影響が出るというふうなことが言われました。また、実施設計において、これは地域循環型社会推進事業において、解体の工事、12月に補正しているわけでありましてけれども、やっぱり7カ月間ぐらいかかるということで繰越しをされている、こういうことであります。12月定例会に補正予算を出すということは、これは当然微妙な、年度内に執行できるかどうかというふうに、これは誰しもが考えるわけでありましてから、相当検討された上で年度内に執行されるということが前提で、私は計上されたというふうに認識をしております。

しかし、現に繰越さざるを得ない、こういう状況になってきているわけですね。私はこれはもうやむを得ないものだというふうに思います。思いますけれども、やはり予算計上の段階が本当に適当であったのかどうか、議会に提案して議決を受けることが適当であったのかどうか、これはやはりきちっと考えてもらわないと、私は本当に議会として、法の規定に基づいて審査をし判断をしなきゃならないわけですから、非常に判断に苦しむわけですね。しかし、土木費の状況からしたら、民生費とか教育費というのは、これは許される範囲内だと私は思うんですね。しかし、あまりにもやっぱり多い。教育委員会についても、夏季休暇中に間に合わせなきゃならないといういろんな条件があるにしても、やはりこういう意識を持って予算の執行を考えてもらわなきゃならないというふうに思います。

私は、この運用の問題については、ここでは皆さんにお願いをするという形でしておりますけれども、性質上、そして予算成立の事由によって、繰越明許ができるということでありましてけれども、ここで、審査外のことでありましてから詳しくは述べませんけれども、地域活性化事業等、土木費に関しては、これは本当にこの2つの要件、性質上のことであったり、予算成立後の事由に基づくということからしても、私は適切でなかったというふうに考えています。ここは所管ではありませんのでこれでとどめておきたいというふうに思いますけれども

ども、若干触れておきたい、このように思います。

繰越明許費となるのはどういうものなのか。これは、学陽書房の逐条解説書があります。編集、監修、作成された方々は、長野士郎さん、あるいは宮元義雄さん、現在では松本英昭さんでしたか、責任者として監修しています。これらの方々は、旧自治省の職員で、自分たちの本務の間を縫って、法律の解釈を、運用を研究なされ、つくり上げたものであります。これらの方々は事務次官を勤められた方であります。これらの方々が、明許繰越費の適用上の要件について、このように述べています。歳出予算の経費のうち、その性質上、または、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのものであるということとは法律に書いてあるとおりになんですね。その性質上とは、こう言っています。相手方の給付に長期間を要するとか、これは具体的に言っているんですが、融雪後の工事を着工しなければならないなど、予算作成当時から支出を終わらない見込みのあることが判明しているものを言うということなんですね。言いかえればと、こういうふうに言っています。特定の事務または事業で、本来、相当の期間を要するか、または、全く外部的要因に支配されるもので、予算の執行の過程における自然的、社会的諸条件に影響されやすい性質を有すること。こういうことを指してるんだというふうに言っています。これは、性質上に、この要件に合致して、やっぱり認められるものなんだということですね。

予算成立後の事由については、先ほど来申していますけども、天候や突発的な事故、工事の遅延、国庫支出金の決定や起債許可の遅延など、いろんな条件が考えられるというわけですね。これは基本的には多いです。しかし、性質上、繰越明許費が認められるケースというのは、特別な事情がない限り私は見当たらない、このように考えています。しかし、残念なことに、この間の総務建設常任委員会の議論を聞けば、性質上のやむを得ない事情によって繰越明許費を設定したと、こういうご答弁がされております。私は、到底そういう要件には該当しないというふうに思います。これらは市長の裁量があるわけで、これは市長も決裁されて繰越しをされているわけでありますけども、昨今、国は一時補正、あるいは、15カ月予算と言って通常国会に入ってから補正予算ができたり、本当にもう3月の最終の補正予算に乗せなきゃならない。これらがいわば、その性質上というか、これはもうやむを得ないことだというふうに思います。

しかし、それ以外のことについては、私は一々検討して判断をやはりしていかなきゃならない事案だと、基本的に考えています。それぞれ予算編成の段階、補正予算を提案する段階で、実際に年度内に完成できるのかと、補助や起債が要件に整っているのか、そういうことを含めてしっかりとやっぱり考えていただかなきゃならないというふうに思います。このことで私は補正予算に反対するわけじゃありませんけれども、冒頭にこのことを強く求めておきたいというふうに思います。

ご所見があればお伺いをしておきたい、こういうふうに思います。

増田委員長 ここで暫時休憩をさせていただきます。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時15分

増田委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開かせていただきます。

開催前に一言お願いを申し上げます。時間は十分とってございますけれども、発言は簡単明瞭に、前置き、要望は議事進行上、支障を来しますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。理事者側におかれましても、答弁は簡単明瞭に的確にお答えいただきますよう、お願いを申し上げます。

それでは、引き続き、議第20号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決についてを議題といたします。

質疑ございませんか。

白石委員。

白石委員 午前中に引き続きまして、一般会計補正予算についてお伺いをしてまいりたいと思います。歳出の事項別明細書の方に入ってまいりたい、このように思います。

まず、事項別明細書の21ページであります。

13目の地方創生加速化交付金事業費であります。所管の報告を見てみますと、3節の委託料、母親雇用支援事業委託料4,000万円が計上されております。また、19節の負担金補助及び交付金において、アートフェア実行委員会助成金が、昨年に引き続いて800万円が計上されております。さらに、22ページに入ります。1目の戸籍住民基本台帳費の19節負担金補助及び交付金の地方公共団体情報システム機構交付金、これが613万1,000円増額をされております。これらの内容あるいは理由について、お伺いしておきたいと思います。

増田委員長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監 総合政策企画監の本田でございます。

ただいま、白石委員ご質問いただきました地方創生加速化交付金のうち、母親雇用支援事業委託料4,000万円について、その内容等についてご説明させていただきたいと思います。

こちらについては、地方創生事業として補正予算に計上させていただいているもので、葛城市における今後、人口が減少する可能性があるということで、その対策として行わせていただくものでございまして、葛城市民向けにアンケートを実施させていただきまして、その中で理想とする子どもの数を持たない理由として、子育てや教育にお金がかかると回答していることが多いということ踏まえまして、子育て、出生数をふやすためには、母親が就労し、家計の収入の上積みを図ることが重要ではないかと考えましてこの事業を、国の補正予算に申請させていただいております。その内容につきましては、母親の就労する拠点を構築するというものでございます。

具体的な内容につきましては、葛城市内に母親が働く拠点構築いたしまして、その中に、パソコンであるとか、電話のヘッドセットといいますか、受信とか話すための機械であるとか、インターネット回線といったようなものを整備するようなオフィスと、その事務所の中に併設する形で託児スペースというものを同じ施設内に整備させていただきます。そういうことで、子育てをしているお母さん方が、子どもを預けて、その託児スペースの中で子どもをいわば見守りながら、実際に働いていただいて、それで就労していただいて、賃金を得ていただくというものでございます。それで、具体的には、母親の子どもの預かりに関するお

金は極力少なく押して、その分働いていただいた賃金でしっかり稼いでいただくというものでございます。そういったテレワークを使って、都会の都市部の仕事というものを受注して、それを地方の方で働いていただいて、賃金を得て収入の足しにさせていただくと、そういったような事業について、民間事業者と連携して市内にそういった就労施設を整備するということを検討しているものでございます。

以上です。

増田委員長 和田課長。

和田生涯学習課長 生涯学習課の和田でございます。

私の方からは、アートフェア事業についてお答えさせていただきます。

アートフェアの方でございますが、昨年、初めてアートをキーワードということにいたしまして、葛城市のよさを広めていこうと、そういった目的で開催させていただきました。昨年11月1日から7日までの7日間で開催させていただきました、延べ1万2,862名の方の来館をいただいたわけでございます。出品数につきましては、一般応募で229点あったというところでございます。

平成28年度につきましては、昨年は初めての開催でもございまして、いろいろ手探りの状態でやってまいりましたが、そこで得ましたノウハウや実績を踏まえまして、また、来場者の方、出品者の方々からいただきました意見を参考に、本年も第2回ということで開催させていただきたいと考えているところでございます。

なお、開催場所、開催日など、こういったことを含めまして、今後実行委員会を組織いたしまして、その中で検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 西川課長。

西川市民窓口課長 市民窓口課の西川です。よろしくお願いします。

先ほど白石委員から質問がありました、地方公共団体情報システム機構への交付金ですが、613万1,000円の増額補正です。これにつきましては、昨年12月に国の方で閣議決定をされ、今年の1月20日に一般会計予算成立に伴って増額になった分です。

以上です。

増田委員長 白石委員。

白石委員 まず、地方創生加速化交付金事業の母親雇用支援事業委託料4,000万円という、葛城市としては高額な委託料が設定されているということで、民間事業者との連携ということであり、これは計画立案だけではなくて、実施も含めて民間事業者と行政がタイアップして、拠点も含めて用意もし、メニューをつくって実施していくということなのか、とりあえずやってみて、新たに葛城市独自に窓口というか、独自の施設、拠点を持って、そこにおいて民間事業者のノウハウを活用してやっていこうとされているのか、この点、お伺いをしたいということでもあります。

それと、女性の活躍できる社会づくりという形で、安倍総理も非常に力を入れていることであって、本当に子どもとともに同じ場所において安心してテレワークを通じて収入を得て、

子どもの将来の教育、そういうことに資する、そういう事業だというふうに思うわけであり
ます。しかし、これは本当に取り組みとしては非常に難しいというか、どういうふうに今後、
企画し、運営をし、利用者、本当に、気軽に参加をして収入を得られる、そういうものに
していくのかというのは、これはなかなか難しいことだというふうに思います。ちょっとイメ
ージが湧かないんですけども、テレワークということでもありますけれども、実際の作業とい
うか、そういうものは、地域の中小商工業者とか、そういう業者との連携なども含めて考
えておられるのか、その辺もちょっと聞かせておいてほしい。

もちろん、シルバー人材センターのように派遣をしてどうのこうのという仕事と違いま
すから、拠点で仕事ができるということでもありますけれども、私は大事なことは、目標は明確
であるのはあれなんですけども、やっぱり地域の産業との連携とか、そういうものをやっぱ
り考えていただきたいというふうに思うんですね。そういう中から、センターを基点として、
やはり就労の機会が広がっていくのではないかと、そこだけでの仕事じゃなくてどんどん地
域の中で就労機会を広げて、そして、地域経済にも貢献をしていく、そういうものになっ
てほしいと、そういう思いがあるわけでもありますけども、あまりにもちょっとこれまで考
えていなかったようなことが出てきたわけで、もう少しわかりやすいように、あるいは、地域
経済とのかかわりなんかも含めてご説明いただければありがたい、このように思います。

それから、アートフェア実行委員会の助成金800万円ということで、平成27年度におい
ても、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業の中で、500万円の予算で執行され、今、
和田課長がご答弁されたように、大きな成果を得られたということで、これは奈良県内でも
行われているわけで、引き続いて、葛城市の1つの目玉というか、そういうこととしてア
ートフェアを育てていこうという、そういうことで、新年度も取り組んでいくというふうにな
ると思います。事業費が800万円という形で、前回よりも200万円多く計上されているわけで、
これから実行委員会において、その内容等について検討されていくわけでもありますけれども、
予算上は大幅な増額になっているわけで、具体的にどのような企画が規模、内容について、
増額分をどのようなところの充てていくのか、内容企画、改めてお伺いをしておきたいとこ
ろのように思います。

それから、地方公共団体情報システム機構交付金、これは、いわば市はトンネルになっ
ている。ただ、機構の方へ交付するだけですから、あまり関係のない話やということに
なるんですけども、この間機構はマイナンバーの発行においても、非常に不手際があって、
マイナンバーが発行できないというような状況になっているわけですね。それは、国が必要
なものとして交付するわけでもありますけれども、これは葛城市の分として交付するわけであ
りますけれども、このことによってどういうことを情報システム機構が仕事をなされるのか、
これは私、知っておきたいというふうに思うんですね。この点、情報をお持ちでしょうか。
お持ちであれば、お伺いをしておきたいと思います。お願いします。

増田委員長 本田企画監。

本田総合政策企画監 先ほどご質問いただきました、母親雇用支援事業の詳しい内容というこ
とですけれども、最初に4,000万円、委託料としてはかなり過大ではないかというようなご指摘があ

ったかと思いますが、やはり同じ施設内に託児スペースとオフィススペースというものを持っている施設というのは、もちろん市内にもございませんので、まずそういったものを構築するといったものから行わなければなりませんので、そういった拠点をつくる、いわばハードといいますか、例えば、今ある事務所を改築するであるとか、どこかにある空きスペースを改築するとか、そういった経費も含めて、今、計上させていただいているもので、そういった部分にもある程度経費を計上させていただいているところでございます。

そのほか、まずちょっと今回委託料として実施させていただきますのは、1年間、例えば、都市部から仕事を地方の方で行って、それで実際に経費とかを賄えるかどうかといったようなモデル事業として実施するものでございまして、そういった意味で、最初の事業の回す保育士さんの人件費であるとか、そこで働くスタッフの方ですね。お母さん方の給料はそのモデル事業の中で、都市部の仕事を受注することでお支払いするような形にはなるんですけど、そこにしっかり現場責任者といいますか、そういったスタッフであるとか、保育士さんとかの部分の人件費、そういったものは今回の委託料として計上しておりまして、あと、パソコンであるとかインターネットの機器を買うであるとか、テレワークですので、やっぱり情報セキュリティの観点からしっかりシステムを組まなきゃいけませんので、そういったものの構築費も含めて回す、まとめて委託費という形で民間事業者の方に委託をするということと考えておりまして、先ほどの行政施設かと、市の施設かどうかという部分に関しましては、そこがちょっと切り分けが難しいところはありますけども、まず行政目的として子育て支援のための拠点を構築しつつ、その実際の運営的な部分は民間事業者にやっていただくというような部分を考えているところであります。

先ほどおっしゃっていた、やはりこういった施設をうまく運用していくのは難しいというようなご指摘がありまして、やはり地方創生事業というものについては自立性といいますか、1回国の予算が終わった後もしっかり自分のところで回っていけるのかというところを結構重視しているところがございまして、そういった部分について簡単に説明しますと、例えば今回の事業ですと、都市部の仕事、大体都会ですと、時給が高い仕事かと思います。大体、例えば、特にコンピューターを使うようなテレワークの仕事って、かなり時給は高いですと。例えば、都市部の仕事1,200円であったとすると、それが例えば奈良の方にやってくると、最低時給ぐらいですと800円とか、そのぐらいになると、実際、差分としてはギャップがありまして400円ぐらいの、例えばですけども差があるとします。実際、そういった賃金のギャップをもって、ランニングコストとしてやっていくというようなものでございます。

その分、お母さん方は、ふだんであれば安い800円ぐらいの時給で、さらに保育施設に子どもを預けなきゃいけないと。1時間300円とか400円とかかかってくると。そうすると実質、ふだん別の施設で働いていて時給800円だとすると、子どもを1時間預けると400円、300円になるとすると、実質的には500円ぐらいの仕事にしかならないと。ただ、こういった拠点で子どもを無料で預けて、さらに800円ぐらいの賃金で働いていただくと、実質的には1,100円とか、そのぐらいの賃金として働くことができまして、かなり家計にとっては負担が軽減されるのではないかと。

運営する事業者にとっても、そういった都会の高い時給のものを、いうならば、奈良で少し安価で雇えることで、時給の差額でもうけを出していただいて、それでランニングコストを賄う。そういったやっぱり光熱費、スタッフの人件費がございまして、そういった部分でランニングコストを賄っていくというようなことを想定しておりまして、具体的な仕事どういったものかという部分につきましては、よくテレアポというようなものがありますけれども、「B to B」といいますか、会社の方に対して電話で営業活動をするというようなものでして、例えば運営事業者が持っているお客さんの管理といいますか、そういったものをして、営業活動をして、何か契約をとってくるとか、そういったもので仕事をしていただく。電話であるとか、パソコンの帳票の打ち込みとか、そういったもので仕事をしていただくことを想定しております。

それから、先ほど地域の産業という観点がございまして、これについても、私もこういったものが地域の産業を活性化しなければ効果がないかなというところは思っているところはございまして、そういった拠点の中で、母親雇用支援の拠点の機能の1つとして、お母さん方の井戸端を形成するということも想定をしておりまして、井戸端を形成する中で、例えば、母親同士の会話によるアイデアであるとか、何かこういう商品できたらおもしろいんじゃないかであるとか、こういったものができるとおもしろいよね、サービスがあるとおもしろいよねというような井戸端をもとに、そういったサービスや商品のアイデアを考えていただいて、そこで今、地元の金融機関とかと連携しまして、そういったようなアイデアについては、創業につなげるような支援もこの中で行っていきたいというふうに考えていまして、そういった中で、地域から企業が起きるであるとか、創業につながると、そういったものもできると、地域経済の循環につながるのではないかなというような事業の中では想定をしております。

これで基本的な回答をさせていただいたと思いますので、以上です。

増田委員長 和田課長。

和田生涯学習課長 生涯学習課の和田でございます。

アートフェアの予算、初年度500万円から、平成28年度は今度800万円に増額という、その内容でございますが、まず一番大きかったのは、初年度の平成27年度は、搬入、搬出及び展示につきましては、一般応募者みずからが出向き、職員はつきましたが、出品者がみずから出向いて搬入、搬出、展示をしたと。これにつきましては、日時をあらかじめこちらの方から指定したため、出品者の方々からは、「その日には都合がつかない」とか、「重量や大きさなどの関係で1人では持参することができない」、そういった意見を多数いただきました。また、展示には、お借りさせていただきました展示場、特に、お寺などでございますが、そういった場所を傷めないことはもちろんのことでございます。また、作品そのものにも細心の注意が必要だったということもございまして、昨年、搬入、搬出、展示には非常に手間のかかる困難な作業となったことも事実でございます。こういったことから、今度、平成28年度分につきましては、事前に預かった上で、美術品を扱う専門業者にこういった搬入、搬出、展示というような作業を実行委員から委託できればというところで考えているところでござ

います。

あと、もう一点、昨年11月1日はゆめフェスタとの同時開催ということでもございました。そういった関係上、駅をおりますと、ゆめフェスタはわかるがアートフェアについてはどこでやっているかわからないといった、そういったご意見も多数いただきました。当初、駅前から展示会場までの動線をわかるようなサインをつくろうかという意見もございましたが、最終的に予算がなかったというところもございまして、ゆめフェスタの同時開催であったということもございまして、そういったことが全くと言っていいほどできなかったという実績もございまして、そういった関係で、今回予算を増額させていただきまして、そういったことを実行していこうということに、現在、構想ということで考えておるところでございまして。

以上でございます。

増田委員長 西川課長。

西川市民窓口課長 市民窓口課の西川です。

地方公共団体のシステム機構の地方業務内容ですけれども、それにつきましては、通知カード等の作成発送業務の事業とマイナンバーカードの製造事業、マイナンバーカードの申し込み処理、発行事業、もう1つが、マイナンバーカード機能の一時停止等のコールセンターの事業、その4点が主な委託事業で、その中に交付金が含まれているということになっております。

以上です。

増田委員長 白石委員。

白石委員 それぞれご答弁をいただきました。母親雇用促進支援事業については、これはなかなか小さなまちとしては壮大な事業に思えるわけでありましてけれども、やはり若い方々が本当にそれぞれの能力、特徴を生かして、就労の場を求めて、そして、収入を得ていくということは大事なことであって、それはそれとして1つのアイデアとして受け入れられるというふうに思うわけでありましてけれども、施設としては、これは公共施設を活用するとか、現状ではそういうことではなくて、民間の施設等も含めて、とりあえずは市内に確保するということになるんでしょうかね。もうこれ、3回目になるので、お答えいただけないと思いますけれども、やはりなかなか4,000万円の事業費の中では、拠点施設を確保し、そして、改造し、施設設備を整えて、保育室なども整えてやっていくと、これが民間の事業者と連携をしてやっていくということでありまして、なかなか大変なことだなというふうに思います。

当然、時給の高い都市の事業者からの仕事を受注してやるというのは、これは有利な形で、実際の時給とのギャップを活用して運営費に充てていくというのも1つのアイデアだというふうには思うんですけども、やはり地域の事業者も、ぜひ参加をしていただいて、時給が高くなくてもこの仕事を受けて、大いに地元での企業の仕事にかかわっていただいて、そして、地元の中小企業の経済活動にも寄与していただける、そういう状況をやはりつくっていただきたいというふうに思います。テレワーク、デスクワークだけでなく、ほかにもいろいろ工夫をしていただいて就労の機会をつくっていただく。

私は、拠点の中で仕事をするというのは、やはり限界があるというふうに思います。どん

どんとここで就労された、利用された方々が、地域に入っていって就労の場を確保し、やっていただけるような、そういう場にしてほしいし、そういう経験者も要りますけれども、全く経験しなかった方もいるわけですから、やはり就労の場であるとともに研修の場としての役割も果たしていけるようにしていただければありがたい。だから、モデル事業ということでもありますので柔軟に考えていただいて、せっかく100%の予算でやるわけで、アートフェアも続けてほしいんですけども、こういう事業が継続をされて本当に根づいていけるような事業にしていく、そのことが国が求めていることであるし、地域にとっても必要なことだと私は思います。そういう能力、そういう力を地方自治体もつけていくと、小さなまちでもやっぱりつけていくことが大事だというふうに思います。ぜひ、関心を持って、見守ってまいりたい、このように思います。

それから、アートフェアのことです。ゆめフェスタと同時並行して開催されたと。ゆめフェスタよりも長い期間開催されて、1万人を超える参加者があったと、出展者もたくさんいただいたということで、私はこれも継続してできるような事業にやはりしていかなければならないというふうに思います。もちろん、500万円から800万円になったと。その経費の中身は大体わかりました。しかし、これを継続していこうと思えば、やっぱり財源を確保し、それなりに出展者の理解も得ながら、継続できるような内容、費用にしていかなければならないという使命があると思います。継続していくためには、単にこういうものをやっていますから、どんどん来てくださいと言うだけではなくて、これからこれ100%で今、やっているんですけども、これから単費でやるということになれば、市長もいつも言われるように、財布は1つでありますから、何ぼでもあるというわけじゃないわけです。だから、そういうことも考えて、やっぱり継続して、本当に実行委員会の人が頑張れば頑張るほど効果が上がって継続できるようなことを考えていただきたい。

今、国がどんどん地方創生にかかわる事業を矢継ぎ早に打ってきています。その中で何を、葛城市の本当に特徴的な事業として継続して定着していけるのかというところを、やっぱり見極めていかないかんわけで、全部やるわけじゃないわけですから、そういう意識を持って、ぜひ取り組んでいただきたい。そういう意味では、大いに頑張っていただきたい、このように思います。

もっと頑張っていたきたいところは、システム構築の地方公共団体情報システム機構ですね。単に、行政事務を行うに当たって、特定の個人を識別するための、その法律を施行するための機構であっただけでは困るわけで、やっぱり市民の皆さんの大事なマイナンバーがきちっと適正に発行され、そして、セキュリティもきちっとやっていただいて、実現していかないといけないわけです。これはマイナンバーに賛成、反対にかかわらず、機構はきちっとちゃんとした形で運営してもらわなきゃならない。4つのことで、課長はご答弁をいただきました。それぞれ理由はあるものだと思いますけれども、金さえ出せばそれができるといようなことでは困るわけで、やっぱり今、多くの国民から注目をされ、報道もされている中で、機構は何をしているんだというふうに見られているわけで、そこへ、また国は必要なものとして交付金を交付するということになっているけれども、そのことが実際にちゃんと

生きなければ話にならないわけで、この点は課長に言ってもしやあない話やけどな。だから、これはもう市民の声、国民の声、私の声として、やはり機構に伝えていただきたいということを申し述べて、終わりたいと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 今、白石委員おっしゃって、私も聞こうと思っていたところで、もう一度、母親雇用支援事業委託料で、本田総合政策企画監にご答弁いただいて、非常に内容はよくわかりました。この中の託児所とかという部分、これはよくわかるんですけども、テレワークの部分、以前、私、テレワークと題しての研修に行ったことがあるんですけども、女性の講師で、ちょっと名前忘れましたが、そこで聞いていたら、葛城市の山下市長も積極的に取り組むような姿勢、お話もされたというような、その講師の方がおっしゃっていて、いつかは出てくるんやろうなというふうに思っていたわけですけども、テレワークというそのもの自身は、遠隔地、遠く離れたところで仕事をするという中で、まず1つ、私、頭あまり働いていない中で教えてもらいたい。そんな中で、委託料というのは、どういう部分にお支払いされるのかというのと、テレワークという見方をすると、ここに母親雇用という、母親という、女性というのが載っているんですけども、男性がなぜそこに入っていない。テレワークという見地から見たらですよ。そういう考え方、これは原点に戻ると進めていかんなん部分であるし、姿勢としてはいいんですけども、わかっていない部分があるので、ちょっと教えていただきたい。

増田委員長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監 総合政策企画監の本田でございます。ただいま藤井本委員のご質問について、回答させていただきたいと思います。

委託料の内訳ということだったかと思いますがけれども、基本的には、今回の事業において委託する内容4,000万円計上させていただいておりますけれども、基本的にはもう機器類のものの整備というものも多くございます。基本的には、パソコンであるとか、インターネット回線、そういったものであるとか、テレワークと言いますと、先ほども白石委員のご質問の中でも話させていただきましたけれども、情報セキュリティー、そこのいろんな仕事は、要は、テレワークですといろんな企業さんから仕事を受注して、それぞれの皆さんが仕事をするということになりますので、自分のところでやっているお仕事がほかの企業さんに漏れないとか、そういったものがあると思いますので、しっかり情報セキュリティーの観点、例えば、入退出するときに、しっかり人が出て入っているとかを記録しなければいけないとか、そういったシステムを組まなければいけないというものもございますので、そういったパソコンやインターネット機器の整備であるとか、そういった情報セキュリティーを担保するためのシステムの構築というものについてお願いをするというものが大きくなって、どちらかという、事業の立ち上げに係る経費として計上させていただいております。

また、もう1つ、先ほどおっしゃっていた施設を構築するという部分がございますので、先ほどの白石委員のご質問にも重なりますけれども、市内にはまだそういったような施設ございませんので、今、ちょっと具体的な場所については調整中ではありますが、例えば、

市の中の空きスペースであるとか、空き家であるとか、そういったものを使って極力構築するような経費というのを落としたいとは思っていますけれども、そういったような施設を構築する経費というものも委託料として今、含んでおります。

実際、テレワークの運用部分にどれだけの経費がかかるかというところだと思いますけれども、基本的には、簡単なソフトウェアというんですか、やるための、例えば、各事業所さんでやっているようなシステムとかを入れたりするものがあると思いますけど、そういった導入ももちろんございますけども、基本的には、パソコンとインターネット回線というものがあれば、あと、入退出システムといったセキュリティーの観点さえそろえていただければ、基本的には、テレワークの運用という部分についてはほとんど委託料の中では入ってこないかとは思います。その中で働いているお母さん方の人件費といったものも仕事を受注する中で、そこで得られる報酬などから人件費としてお支払いできることかと思っております。そういった意味で、あとは、現場責任者などのスタッフの人件費といったものは今回の委託費の中に含ませていただいておりますと、結論から申しますと、テレワークの実施の運営に当たっては、委託というものは、ランニングコスト、光熱費、インターネット回線の利用料とかそういったものに限られてくるかと思っております。

2点目の女性というのがあるが、男性といったそういった視点はないかというものでございますけれども、もちろんこういった施設、例えば、今、こういった内容にするかについて検討させていただいているところではございますけれども、主に女性を焦点として考えているという部分ではありますけれども、男性の利用も妨げないものだと思っております、そういった中で、それこそ子育てをされているお父さん方がこの施設を利用していただく分には全く構わないというふうな形で、事業設計を今、させていただいているところでございます。

以上です。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 だんだんわかってきました。最後にもあったように、施設ということはあったわけですが、そこは決まっていないということですが、例えばの話ですが、當麻庁舎の空いているところを使ってそういうことを考えて、何かの場所を今後探して、そこに機械を導入してと、こういうイメージを持ったらいいいわけですね。

増田委員長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監 ただいまの指摘、そのとおりでございます、市内にある、例えば、庁舎であるとか、市内のどこかの空いている事務所であるとか、場合によっては、市の中にどこか、例えばちょっと人口が減っているところの空き家とかがあったりしますと、そういったところを使って事務所に改築して、そういった形で構築するということで、今、考えているところでございます。

藤井本委員 よくわかりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西井委員。

西井委員 先ほど繰越明許で、白石委員もちょっと質問されたところで、その中の一部分で、地域循

環型社会形成推進事業3,086万4,000円、その中で何か用地費が残っているということで、ちょっと気になったわけですが、進入路かどこか、ちょっと場所わかりかねますので、その辺と、何軒交渉ができていないか、また、できていない理由がやっぱり用地費の問題か、いろんな問題あるし、また、ほかの所管としてはこの所管で関係ないけど、よくいろんなところで用地の問題については、やはり議員さんによっては、夜駆け朝駆けしてでも、やはりお願いする努力があんのかなかったんかということも言われる中で、ちょっとその辺の話を細かく教えてもらいたいと思いますが。

増田委員長 巽室長。

巽 新炉建設準備室長 新炉建設準備室の巽です。

今の西井委員からの質問ですが、繰越明許費の用地の買収についてでございますが、あくまで場所的には進入路の部分の用地です。それと、対象としては1件でございます。それと、今の状況なんですけども、地権者の方と代替地という形で交渉を続けております。交渉状況なんですけども、用地の対象者の方が希望されている代替地の部分につきまして、相手方の所有者の方の条件もいろいろございますので、その辺でいろいろ話をさせていただいて、詳しくはちょっと申しにくいんですけども、話をさせていただいているところということでご理解いただきたいと思います。

増田委員長 西井委員。

西井委員 今度は、そしたら、もうはっきりと進入路のところで1件があって、ただ代替地を要望していると、その要望が合わない。これは見通しが立つんかどうか。やはり代替地を要請されたからって、例えば、この辺の、私、出身、加守や。加守の田舎の土地、大阪市内の一等地で代替地やと、こんな話ではないと。やはり常識的な話の代替地という話もおっしゃっているかどうか。そういうことも含めて、繰越明許で、そればかりじゃないけど3,086万4,000円上がっているということは、もう今年中には解決つくかどうかということも含めて、見通しは立てているんかどうか。やはり進入路ということになってきたら、その場所がなかったもどうかという、必要なかったらもう繰越ししていないと思いますので、やはり進入される方々の事故なども考えて、その場所が必要やろうということで検討して、まだ繰越明許に上げておられると。

けど、その辺、やはりどういうふうな話し合いになっているのか、もう長らく年度がたつのに、いまだに出てきたというの、議員としては見識不足かもしれませんが、もう私自身は解決できてたんやろうと、と思っていた中で、先ほど出てきて、あっと思って、ちょっと関連質問やったらもっと早くしないといけないけど、ちょっと考えながら質問するんやけど、現実にはめどがたつか、代替地の話もあるけど、そんな法外な話でない代替地やと言うのやったら、その辺めどがたつかどうかも含めて、はっきりとした答弁、ないしは、どないもいかへんのやったら、どないもいかへんという話が本当にあるんやったらその辺も含めて、ちょっときちっと答弁してもらわなければ、もう来年から焼却場を使っていくという中で、やっぱりいろんな事故が起こるような、進入路やったら起こるようなこともあってもつまらないから、ちょっとその辺、厳しい発言、しにくい部分もあるかもしれんけど、はっきりと教

えてもらいたいと思います。

増田委員長 西井委員、これ、調査案件の中で、新クリーンセンター建設にかかる諸事情についてと
いうことを議題として、後ほど審議をしていただく機会も設けております。そのことを踏ま
えて、巽室長。

巽 新炉建設準備室長 新炉建設準備室の巽でございます。

一応、今、代替地の方で進めているというお話をさせていただきました。決して法外な場
所を求められているとかということではなくて、一応、希望されている場所というのがござ
いまして、その地権者の方とお話もさせていただいているような状況でございます。ただ、
具体的なめどということになりましたら、まだ相手の方もいらっしゃいますので、この時期
ということとはちょっと言えない部分がございますが、いずれにしても平成29年4月に新クリ
ーンセンターが稼働しなくてはいけないということは、それまでに進入路も完成しないとい
けないという形になろうかなと思いますので、できるだけ早い段階で相手方と交渉した中で
事業を進めていかなければ、今、道の部分と進入路の一部が瓦堂池の部分の土のうで埋めて、
その上を進入路としている部分がございますので、その辺も用地を買わないと最終的なきつ
ちりとした進入路ができないということもございますので、その辺を含めて早急に解決した
いと考えております。

以上でございます。

増田委員長 西井委員。

西井委員 来年の4月から焼却炉を解体するまでをめどにしていくような話ですですが、1日も早く、
まだちょっとどないなるのかなという一般住民側のいろんなこれを見たら、ちょっと不安な
答弁かなと思う点もありますが、とりあえず、今、答弁されたように、来年度中には解決し
て、焼却場が解体されるまでに危険のない道路としてできるように、絶大な努力して、やっ
ぱりできまへんでしたというような返事をしなければならないようにならないように、ちゃ
んと、よろしくお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

内野委員。

内野委員 先ほどの白石委員また藤井本委員の方からありました母親雇用支援事業の委託の分なん
ですけども、これは質問じゃないんですけども、本当にテレワークというのは、私も去年初め
で聞いたときに、子育て、介護の支援の必要な方がこのテレワーク事業を活用して仕事を
するということを聞かせていただいたときに、まさに子育て世代の方が託児所付で仕事を
できるということは本当に画期的な事業やなど、今回、モデル事業ということで大成功して
いただけることを期待いたしております。場所も空き家という1つ、今、声も上がっていますが、
本当に空き家で子育て、また、テレワークということで、本当に幾重にも重なってすばら
しい事業やなど本当に思いました。

すいません、質問行きます。まず1つ目が、26ページの9目の19節臨時福祉給付金なん
ですけども、この1,050万円の減額ですけども、減額の理由についてまず1つと、何%執
行されたかということも、1つお願いいたします。

それと、2点目ですが、27ページの11目の19節年金生活者等支援臨時福祉給付金ということで、これは平成28年度5月から7月までの、受け付け開始が5月からとなると思うんですけども、これについて手続の対象となる人数また内容等、教えてください。

3点目が、民生費の1目の19節病児・病後児保育事業負担金なんですけども、利用人数、病児と病後児と分けて教えていただけますでしょうか。

3点です。お願いいたします。

増田委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初にご質問のありました、臨時福祉給付金の事業費補助金の減額でございます。

これにつきましては、当初8,000人対象ということと、1人当たり6,000円の支給ということで4,800万円予算を組んでおりました。その中で、システムを構築した上で対象人数を絞ったところ7,600人ということで、最終の支払いが6,239人の3,743万4,000円というところで、このたび、1,050万円の減額をさせていただいております。これにつきましては82.1%という支給率となっております。

次に、年金生活者等支援臨時福祉給付金でございます。

これにつきましては、今年の1月の国会にて通過して、市町村で3月の補正の上、繰越しとしております。この対象者につきましては、平成27年度簡素な給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となられる方が対象となっております。対象人数としては3,900人、1人当たり3万円の支給ということで、1億1,700万円の予算化をさせていただいております。これにつきまして、前年と同様に市町村民税非課税世帯の方が対象となっております。

以上でございます。

増田委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問の病児・病後児保育事業負担金の増額補正について、ご説明させていただきます。

大和高田市が今年度より実施している病児保育事業で、利用協定書を締結した市町村の児童も大和高田市民と同じように利用でき、大和高田市に負担金として支出するものでございます。負担金の額につきましては、国庫補助金基準額に3分の1を乗じて得た額を、利用協定締結した市町村の利用人数割りで案分した額となっております。当初は利用締結した市町村の利用人数を600人と見込んで、葛城市の利用人数を50人と見込んでおりましたが、事業開始が4月の予定が6月1日に延期されたこと、また、12月までの実績により市町村の総利用人数が421人、うち葛城市在住の利用人数が63人と見込まれることにより、負担額が44万2,000円となります。当初予算を28万5,000円計上しておりましたので、15万7,000円の増額補正をするものです。

あと、利用人数につきましては、病児保育とされておりますので、一応1月末で延べ35人の利用がありました。

以上です。

増田委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。病児保育のみでしたでしょうか。病後児はないんですね。わかりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 引き続いて、質疑をしてまいりたいと思います。

28ページであります。2目の児童措置費の20節扶助費の子どものための教育・保育給付費1,795万9,000円、これの内容について伺いをしたいと思います。

それから、3目の保育所費であります。7節の賃金、保育士賃金1,594万1,000円が減額されております。また、看護師の賃金も111万1,000円が減額されております。当初の計画をどのような内容において減額されることになったのか、その点をお伺いしておきたい、このように思います。

もう1つ言っておきます。4目の児童館費の11節の需要費、賄い材料費が59万1,000円減額をされております。これらの内容についてもご説明をいただきたいと思います。

増田委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。

まず、子どものための教育・保育給付費についてでございますが、これは今まで旧の保育所運営費負担金のことでございます。市内在住児童が入所している市内私立保育園、市外公立私立保育園に運営費として支援するものでございます。今年度、新制度になり、制度改正により公定価格の改定があったこと、また、年度内に1.9%増の改定があることに伴い増額となるため、1,795万9,000円の増額補正をするものでございます。

次に、賃金の方でございます。

まず、保育士賃金につきましては、当初計上していた児童の人数が15人ほど増減しまして、保育士の雇用に関しまして、4名ほど減ったために減額となったものでございます。

次に、看護師賃金につきましては、今年度は9月まで欠員になっておりまして、10月から雇用になりまして、半年分の減額となります。

次に、学童保育所の方でございますが、賄い材料費、これは今年度より学童保育所のおやつ代として1人500円を市の方で徴収した分として計上しているものでございます。学童保育所対象人数が当初より延べ1,181人増加したために、500円掛ける1,181人ということで、59万1,000円の増額補正をするものでございます。

以上です。

増田委員長 白石委員。

白石委員 それぞれお答えをいただきました。子どものための教育・保育給付費の増額1,795万9,000円、これは民間保育所に対する運営費の給付ということであります。民間保育所については、このように運営費が給付費として、国が明確な基準に基づいて給付されることになっていきます。これを見ればよくわかるので。ところが、公立の保育所については、残念ながら施設の整備費あるいは運営費については一般財源化されてしまいました。そのために、どれほど運

営費がふえて、増減に対してふえて減ってなっているのかさっぱりわからない。これは基準財政需要額の計算上は、ふえているということにはなっているんでしょうけども、予算上はさっぱりわからないということなんですね。これを、ぜひ、わかるように、公立の保育所はどうなってるのと、ちゃんとした運営費が本当に交付税の中に入って、これだけ来てますねん。あるいは施設の整備費、これらについてもこうなっているんだということがわかるように、ぜひ、ご留意いただいて、ご報告、ご説明をいただきたい、そういうふうに思って質問いたしました。ちょっと内容が違うかもわかりませんが、こうやったらわかるわけです。

次に、保育士あるいは看護師の賃金です。これ、15人減っているわけですね。そして、看護師さんは9月までは欠員だったと。そして、10月から配置することができたということですね。私はこのことによって、保育所の運営にやっぱり支障が出ているのではないかというふうに危惧するわけであります。その点は、保育士の減、そのための賃金雇用の分の賃金が減っているということ、看護師が減っている、そういう支障がなかったのかどうか、この点、お伺いをしたい。これまた予算の中でも議論をしたらいいというふうに思うんですが、とりあえずこうやって補正予算が出てまいりましたので、お伺いをしておきたい、このように思います。

児童館費、これの賄い材料費、学童保育が中心であります。今、課長、ご答弁いただきました1,181人増加をした。その分のおやつ代500円分がここに計上されたということであります。学童保育は、今、どこの学童保育もなかなか入れないという、そういう状況になっていることの一端が、このおやつ代の中身の説明の中でも、本当に1,181人がふえているということによく理解できる、わかる状況だというふうに思います。これはこれとして予算措置されることは当然のことであっていいと思います。これらもまた、後日開催が予定されている予算特別委員会等で、また資料をご提供いただいて、このようにふえている状況の中で、実際に入れない、そういうお子さんがいるのかどうかも含めて審査できたらいいなというふうに思います。影響はなかったんですか。その辺ちょっとお答えいただきたいと思います。

増田委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 保育士に関しましては、やはり人数に対して配置というものはちゃんといけましたので、今のところは大丈夫でございます。皆、雇用の方をさせていただきます。

看護師に関しましては、今までから募集はさせていただいておりましたけども、そこまでの部分、雇用までの部分に関しましては、何かあったときには保健センターの看護師、保健師なりに相談をさせていただきながら、子どもたちの予防とか衛生に関しましては、今までは大丈夫でいけましたけども、やはり看護師として雇用していただいた限りは身近におられますので、いろんなことも相談できて、主任保育士も安心安全でいけるようにはなっております。

以上です。

増田委員長 白石委員。

白石委員 子どもの人数も減っていて、そして、保育士の人数も減っている。これで十分に今のところ

ろ問題なく市民の保育の要請に対して応えられている、待機者などはいないという認識だというふうに思います。

それから、看護師についても、支障がなかったということでもありますけれども、私たちは予算審査をする場合も、やっぱりその原価が必要なものとして事業を目的を達成するために十分精査をされて、市長に対して予算要求をし、それを、市長が決裁をし、予算化されているわけでありまして。そのような認識で私たちは当初予算書を審査しているわけでありまして。ですから、そういうことをちょっとどこかへ置いておいてもらったんでは困る。実際にこうなりましたというんだったら、これは仕方がない。

しかし、私たちは昨今の保育に対する市民の多くの方々の声を聞いて、そういうことが実際に、年度の当初予算においてきっちり対応できるという、そういうことを基準にして審査をしているわけで、ということは、当初目指していた措置児童の数、それが必要なかったと、実際に15人全員であったと。そして、それに伴う4人の保育士さんの賃金が不要になったと、こういうことだというふうに補正予算で出てきたわけで、実際に私たちが保護者の方々から、お父さん、お母さん方から聞いている中身と、実際の予算の中身がちょっと乖離があって、あえて質疑をいたしました。この点については、また改めて、場所を変えてお伺いをしてまいりたいと思います。学童保育はふえているんやな。1,181人ふえたということですから、実際にそういうことでしょうか、仕方がないことでしょうかね。

増田委員長 それでは、ほかに質疑ございませんか。

内野委員。

内野委員 まず、29ページ、7目の19節子育て世帯臨時特例給付金ですが、185万7,000円が減額されておりますが、この理由について教えていただきたいことと、それと、30ページの5目です。13節妊婦健康診査委託料が200万円と減額になっておりますが、これについてと、それと、19節の妊婦健康診査負担金も100万円減額になっておりますが、この理由を教えてくださいのと、もう1つ、41ページですが、2目の20節扶助費、要保護・準要保護生徒援助費なんです、マイナス88万4,000円減額になっておりますが、これは小学校、中学校対象になっておる事業だと思うんですけども、この準要保護生徒援助費なんです、これは市内に住まれているなら、別に他の中学校に通われていても受けることができるのかということを1つ、お伺いもさせていただきたいのと、それと、受けられている方の人数、利用対象人数を教えてくださいたいと思います。

以上です。

増田委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの子育て世帯臨時特例給付金の185万7,000円の減額補正につきまして、説明させていただきます。

これにつきましては、当初対象児童数を6,000人と予定しておりましたが、5,381人分の支給となり、支給対象児童1人につき3,000円ですので1,614万3,000円となり、619人分の3,000円で185万7,000円の減額補正となります。

以上です。

増田委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。よろしくお願いいたします。

内野委員の母子保健事業、13節妊婦健康診査委託料と19節妊婦健康診査負担金についてご説明させていただきます。

まず、13節の委託料、妊婦健康診査委託料でございますが、この委託料につきましては、妊婦さんが14回の健診をされます。それに伴って基本券及び補助券を発行、計38枚の補助券を発行させていただいて、1枚2,500円の9万5,000円の補助という形で県内の産婦人科で検査を行ったときに委託料として支払うものでございます。それにつきましては、今年度、出産の届け出数、母子健康保健の発行人数が減少したためのものでございます。平成26年度370人に対しまして、平成27年度12月末で229名、今年度末で300名ほどの予定となっておって、去年に比べたら70名ほどの減となる見込みでございます。それに伴う減額200万円をさせていただきます。

次に、19節負担金補助及び交付金の妊婦健康診査負担金でございますが、これにつきましては県内の里帰り出産に伴う支払いでございます。以前に比べて里帰り出産が少なくなったというのが理由でございます。

以上でございます。

増田委員長 橋本課長。

橋本学校教育課長 学校教育課、橋本でございます。

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。先に、市内に住んでいる方につきまして援助費の方は受けることができるかというご質問だったと思うんですけども、これは受けることができます。お支払いさせていただくことができます。それから、要保護・準要保護生徒援助費の88万4,000円につきましては、これは中学校に関してでございます。予算におきましては、前年度の人数をもとにいたしまして、中学校では8%の増加を見込んで計上させていただいております。それで、準要保護制度につきましては、実際には中学校1年生で49名、2年生で34名、3年生で50名になりました。

以上でございます。

増田委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。準要保護生徒に関しては中学校が対象ということで、すいませんでした。

市内に住んでいたら、別に市外の中学校に行っても受けられるということでありがとうございます。今、出生率、出産率をお聞きして、本当に今、1.8%の出生率を目指している中で減っていることにすごくショックを感じました。今後もやっぱり子育てのしやすい葛城市を目指しているのでございますので、今後も出生率1.8%を目指して頑張っていただきたいなと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 引き続いて、お伺いをしてまいりたいと思います。

内野委員がいろいろ質疑をしていただいたので、だいぶ省けたというふうに思っていますが、まず、29ページの子育て世帯臨時特例給付金事業費でありますけれども、11節の需要費、印刷製本費が当初予算18万5,000円あったと思うんですけど、これ、皆減になっているんですが、これはどのような理由によるものかということですね。それと、これにかかわって子育て支援ということについて、若干お伺いしておきたいと思うんですけども、先ほども内野委員の質疑の中で、臨時福祉給付金事業費あるいは年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費という形で、一方は事業が終わり、一方はまた新たな事業として給付されるということでもあります。

国会においても、給付金については当然、高齢者に対する非課税あるいは非課税世帯に対して3万円を給付していくということは、これは当然必要なことだというふうには思うわけでありまして、このたびは、子育て世帯臨時特例給付金事業にかかわる子育て世帯に対する給付が省かれているわけですね。私は、それこそ今の子育て世帯に対する給付費を継続してやられるべきではないのかというふうに考えています。

今、子どもの貧困率がどんどんと上がり、山形大学の准教授の先生あるいは日本財団の調査によっても非常に貧困が進んでいるということの中で、子どもたちが本当にちゃんとした生活、あるいは、ちゃんとした学習環境になかなかないということが報告されている中で、こちらの方は給付の対象にならなかったというわけで、これはもう国の施策ですから、ここで一々言うわけにはまいりませんが、やはり市としてこれにかかわる施策を考えるべきではないのかというふうに思いますが、いかがでしょう。

それから、ぱっと飛びます。33ページの4款衛生費、2項の清掃費の3目のし尿処理費の葛城地区清掃事務組合負担金が113万円増額になっております。当初予算の1億8,000万円余りからしたら、本当に少ない少ない数字でありますけれども、基本的に葛城市は下水道事業を旺盛に取り組んで、整備率や普及率、水洗化率が向上し、本来この負担金が減っていくべきだと、こういうふうに思っています。しかし、それは減っているのは間違いないのに、負担金の中身はそういう処理量の分ではないんだというふうに理解をするわけでありまして、そのふえた内容についてお伺いしておきたい、このように思います。

増田委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初の子育て世帯臨時特例給付金事業の中の印刷製本費に関しまして、全額減額補正ということですが、当初は印刷をさせてもらって、印刷代ということで18万5,000円を計上させていただいておりましたが、消耗品の方で用紙を購入し、それでこちらの方で印刷をして、個人宛てに通知を出させてもらったということでございます。

それで、時期的なものが、児童手当の現況届と同じ時期になりましたので、一緒に別で印刷させていただきまして、印刷を出さずに市の方で印刷をして、消耗費の予算で、すいません、その分でちょっと印刷製本費とは執行しなくてよかった分でございます。

以上でございます。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川でございます。

白石委員の葛城清掃事務組合の負担金の件でございますが、し尿処理量割によりまして、組合の方が各市町村振り分けてございまして、その中の維持管理費分につきましては、当初の葛城市の処理量見込み3,281.3キロリットルでございましたが、最終的に3,283.89リットルと、約3.59リットルと若干ふえております。この要因としましては、一般の家庭ではふえることはないんですが、大口の処理場がちょっとここふえておりまして、その分で若干増加になったという経緯でございます。ほかの市町がずっと減っておりまして、特に、広陵町の減量が大きいものですから、それによりまして組合全体の葛城市の割合が若干ふえまして、結局、113万1,000円の増になってしまったということでございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ所管の課長からご答弁をいただきました。子育て世帯臨時特例給付金事業費の印刷製本費18万5,000円は皆減という形で、印刷に出すことなく、消耗品で処理をされ、18万5,000円儉約されたということではないのかな。費用の振りかえなのかな、ちょっとこの予算上ではわかりませんが、児童手当の手続等、あわせてやられたということであります。どちらを減らしてどちらで執行するかというのは、これは微妙なことであるけれども、そういうことで費用を削減されたという点では、それはそれとしてよろしいことだと思います。本事業は、多分、100%国の事業でやられているわけで、ここであからさまに国の金やったらどんどん使えというわけにもいかんから、やっぱり国のお金であれ、100%のお金であれ、やはり儉約をしてやっていくということは、これは大事なことだというふうに思いますので、これはこれとして良としておきたい、このように思います。

それから、33ページですよ。葛城地区清掃事務組合負担金113万円、金額としては低いんでありますけれども、本来ならばこの負担金が、私は毎年処理量が減る分、減るという前提ですけども、この負担金も基本的には減ってくるだろうという認識だったわけであります。だから、他の2目の負担金がふえたのかなと思いましたが、具体的に課長の答弁では、3.5キロリットルふえた。一般家庭においては、私はもう確実に減っているというふうに思いますが、先ほどのご説明では、大口の利用者、例えば、24号線沿いの事業者あるいは清掃の事業者等々がふえているのではないかなということであります。これはこれとして今後の課題として、大口の利用者の下水道への加入をやっぱり求めていくということが大事なことになるということだと思います。

当然に、その点を今後とも議論をしてまいりたいというふうに思います。

増田委員長 内野委員。

内野委員 32ページなんですけど、1つだけ質問させていただきます。2目の塵芥処理費なんですけれども、13節の犬猫死体処理委託料なんですけど、今回150万円が減額になっております。またこの処理に関してはどちらの方を利用されているのかと、あと、減ったことに関してはよかったなというふうには思います。今年度、死体処理をした数、教えていただけたらと思

います。場所と数とすいません。

以上です。

増田委員長 増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長兼當麻クリーンセンター所長 クリーンセンターの増井でございます。

ただいまの内野委員の犬猫死体処理委託料につきましては、本年度、当初見込んでおった分から、これ、新庄クリーンセンター分、當麻クリーンセンター分を合わせてでございますが150万円の減額とさせていただいております。これにつきましては、特に休日・夜間の道路上及びその周辺での死体、犬、猫、また最近多いのが、タヌキ、イタチ、こういう動物類の死体の処理でございますが、これを民間の業者さんにとりに行っていただいて、処理をしていただいているということで委託をいたしておるわけでございます。平日の勤務日の日中につきましては、センターの職員の方で対処をさせていただいておりますが、昨年まで非常に多かったわけで、今年度、平成27年度当初におきましてはちょっと前年よりかはふやした形での増額の予算を組ませていただいたところでありますけれども、昼間の分、特に平日の夜間等につきまして減ってきておるといような現状で、現在、今のところ、150頭ほどの執行をいたしておるところでございます。それから見込みまして150万円ほどの減額となるということで、今回補正を上げさせていただいたところでございます。

増田委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。本当に、犬猫であれ、タヌキであれ、本当に飼い主の方にもしっかりと朝の放送等で、また、きちっと自分のもとで飼っていただく等々の放送もまた入れていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

増田委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 引き続いて、お伺いをしてまいりたい、このように思います。

40ページの小学校費並びに中学校費の13節委託料、双方とも委託料の健康診断委託料がそれぞれ58万5,000円、32万円が減額補正をされております。どのような理由によるものか、お伺いしておきたいと思います。

さらに、41ページに係って、中学校費の2目の教育振興費の20節の扶助費、要保護・準要保護生徒援助費88万4,000円の減額、そして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費の扶助費、就園奨励費が60万円の減額、こういうことになっています。先ほどの質疑の中で、中学校費の中の要保護・準要保護生徒援助費の支給対象者が、1年が49人、2年が34人、3年が50人、ご報告を既にいただいております。

そして、改めてお伺いしたいことは、葛城市は幸いにして、要保護・準要保護生徒の援助費は急激にふえているわけでもありませんし、就園奨励費についてもふえているわけではありません。逆に、今回のように減額補正をされるというケースがあるわけでありますけれども、その基準については、私どものところは非課税世帯ということだったかなと思うわけでありますけれども、非課税世帯というそういうことの基準をご父兄、保護者の方にお示しをしているわけではないというふうに思うんですけれども、学期初め、あるいは、入学したとき

学期初めに、援助制度がありますよと、あるいは、就園奨励制度がありますよということでの通知をなされているということだというふうに思うんです。具体的に、住民税非課税の世帯が対象ですとか、そういうことが書かれているのか、どのように周知をされているのか。

制度があるということは、ちゃんとなされているということはよく理解をしているわけがありますけども、このぐらい最後の補正予算で減ってきているという状況を見ると、日本全国の中で要保護・準要保護の児童生徒がふえている、就園奨励費の支給の対象児がふえている中で、ちょっと乖離をしているのが不思議だなと思っているわけです。それが、どこに要因があるのか。やっぱりちゃんと児童生徒、園児の保護者は一定水準の収入がちゃんと確保されている状況にあるんだという、これはそれでありがたい話で喜ばしいことなんですけど、やはり知らないで、こういう制度が使われていないということは、これはやはり改めていかなきゃならないというふうに思います。

とりわけ就園奨励費は、当初予算が70万円計上されていた。しかし、このたび60万円が減額され、執行予定額が10万円ということになっております。その点、気になるところでありますので、今、把握されているところについて伺いをしたい、このように思います。

44ページに行きます。44ページの教育基金費の寄附金6,511万3,000円、この内容を、そして、現在、教育基金の残高及び運用の内容について伺いをしておきたい、このように思います。

増田委員長 橋本課長。

橋本学校教育課長 今の質問にお答えさせていただきます。

まず、40ページの小学校の健康診断委託料58万5,000円の減額ということで、尿検査につきまして業者を変えさせていただきました。それにつきまして、280円が141円になったということで減額になっております。それから、胃検診が、職員なんですけれども、40歳以上が人間ドックで行っているということで人数が減になっております。それから、海外等から帰国あるいは結核の精密検査等も、対象人数が減っておりまして、その分で58万5,000円の減額となっております。

同じく中学校の方につきましても、尿検査の業者が変更になりました。それから、胃検診につきましても、40歳以上が人間ドックの方で受けていただいておりますので、その関係で減額になっております。それから、結核の精密検査につきましても、これがゼロということで減っております。

それから、要保護・準要保護の生徒援助費につきましては、先ほど人数等をお答えさせていただきました。予算においては、前年度の人数をもとに、小学校では15%、中学校では8%の増加を見込んで計上させていただいております上で減額ということになっております。

周知の仕方につきましては、学期初め等につきまして、プリント等であるということをお知らせするとともに、家庭訪問がございますので、そのときにも担任の方からご家庭の方にはお話しさせていただいているというふうに考えております。

8項目につきまして、その辺のところ、プリントにも載せさせていただいて周知させていただいております。

就園奨励費につきましては、当初見込んでおりました金額より30名減っておりまして、その分減というふうになっております。

以上でございます。

増田委員長 西川課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。よろしくお願いします。

ただいまの白石委員の11款諸支出金の教育費の件でございます。これにつきましては、財団法人當麻教育奨学事業団の方からの寄附でございます。平成25年3月31日に事業団を解散いたしまして、その後、清算団体として奨学金の回収に取り組み、平成28年12月18日に清算が終了し、基本財産と運用財産の残額の6,511万2,066円を葛城市に寄附されたものでございます。教育基金の残額については、ちょっと資料を持っておりませんので、また調べさせてもらってお答えをさせてもらうということによろしいですか。

以上でございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ所管の課長の方からご答弁をいただきました。要保護・準要保護生徒援助費、とりわけ要保護は全く問題ないわけでありまして、準要保護の適用をやっぱり広げていくということによって、家庭での教育負担をやっぱり軽減し、子どもたちが伸び伸びと学習に励める、あるいは、クラブ活動に励むことができるという環境をつくっていくということが大事だというふうに思います。この点は改めて議論をしてみたい、このように思います。

就園奨励費については、これの周知も同様に、例えば、公立の幼稚園、そして私立の幼稚園もありますから、これはやはり同様にやられているのかどうか、この点ちょっと確認をしておきたいというふうに思います。それと、30人減った。これ、計算したらわかるんでしょうけども、なかなかここで頭回らないので、当初はどの程度の人数を見込まれていたのか、改めてお伺いをしておきたいということです。

ご説明では、学期初めにプリントによって制度の内容をお知らせし、適用条件として8項目、その中に住民税の非課税、その他の要件が入っているということだと思いますし、特に力を入れていただきたいのは、課長がご答弁された家庭訪問のときに、これは一番よく家庭の状況が、子どもたちの学校生活の中での状況とやはりつながって、本当に教師自身が話をしやすいことだというふうに思います。これは当然、統一されたこととして実施されているということでもありますけれども、特に家庭訪問の時期に当たっては周知徹底をしていただきたい、このように思います。

それから、教育基金のことです。旧當麻町から、當麻教育奨学事業団が高い理念理想のもとにこういう団体をつくり、旧當麻町の教育水準の向上、進学推進、こういうことで活動されてきた本当に貴重な団体であったというふうに思います。これも時代の流れの中で、各制度が充実される中で解散をすることになったわけでもありますけれども、そういう貴重な理念を持って活動されてきた、そういう精神をやっぱり受け継いでいかなければ、これはお金が入ったというだけの値打ちのない話であって、ぜひ、資料がないということでありま

すけども、少なくとも6,500万円はできるわけです。今日の状況、マイナス金利の状況では、利子運用というのはなかなか難しい話ですけども、やはり原資そのものを活用した教育施策をやっぱり編み出してもらって、この意思に沿えるような活用をしていただきたい。これは貴重なお金だと思う。貴重なお金を本当に大事に持っているだけではあかん。やはりそれを使って、本当に期待に応えるということをお願いしておきたい、このように思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 私も1つ、歳入の方になるんですけども、16ページの15款財産売払収入、300万円のリサイクル物品売払代金、まず、これ、一体何なのかというのを教えていただきたいと思います。

増田委員長 増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長兼當麻クリーンセンター所長 クリーンセンターの増井でございます。

ただいまの藤井本委員のご質問でございますが、財産売払収入、物品売払収入につきましては、リサイクル物品売払収入ということで、今、市の方で集めております新聞、雑誌、段ボール類及び缶、鉄くずの売り払いですが、これにつきまして若干の数量の増及び単価の増、品物によって増減いろいろあるわけですけども、新聞とかの分が當麻の方では上がっておりますし、新庄の方ではスチール缶、アルミ缶、その方の単価が若干上がりましたので、その分の増額として、当初より300万円を今回、増額補正として。

藤井本委員 単価が上がっているんやね。

増井新庄クリーンセンター所長兼當麻クリーンセンター所長 新聞につきましては、若干、数量がふえたという部分もあります。段ボールとかの数量が若干ふえておりますけども、新聞は若干減って、雑誌がふえたりとか、物によっては昨年度と比較するのがまだ難しいところですけども、単価的には、鉄くず類は単価は下がっておりますけども、アルミ缶が値段のよかったときは比較的いいというところもありましたので、当初見ておりました金額よりかは今回増額ということで補正をさせていただいたところでございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 あと2点ぐらいについて、歳入について、お伺いをしてまいりたいと思います。

歳入の方の12ページの12款使用料及び手数料の廃棄物等処理手数料1,000万円増額補正をされています。1,000万円といえば非常に大きな額だというふうに思うわけでありますけども、どのような内容なのか、お伺いをしておきたい、このように思います。

それから、歳出の方でちょっと漏れていたわけでありますので、歳入の方でお伺いをしておきたいと思います。

15ページの2項の県補助金、2目の民生費県補助金の社会福祉費補助金の精神障害者医療費助成事業補助金1,200万円の減額補正になっております。歳出でも同様であります。2,400万円の減額になっております。この内容についてお伺いをしておきたいと思います。

以上です。

増田委員長 増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長兼當麻クリーンセンター所長 クリーンセンターの増井でございます。

ただいまの白石委員のご質問でございます。廃棄物処理手数料の1,000万円の増額補正の内容でございますが、当初予算におきましては、事業所許可業者の持ち込みを3,200トンの数量で計上いたしておりましたが、最終見込みが約3,900トン余りということで、その差額1,000万円の追加をさせていただいたところでございます。ちなみに昨年度の実績は、4,100トンの持ち込みの数量があったわけでございます。

以上でございます。

増田委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

歳入1,200万円の減額でございますが、これにつきましては歳出、精神障害者医療費扶助費の補正2,400万円の減額をさせていただいております。これに対する県の補助金の歳入の減額ということで補正させていただいております。

内容につきましては、歳出の方で、平成27年度当初予算としまして、一級精神保健手帳所持者の県の試算では56人とされており、また一級手帳所持者の入院、通院者のデータがないために一級所持者については長期入院患者が多いものと見込み、1人当たり入院医療費を月3万7,500円と計算した結果、2,520万円及び従来からの精神通院医療費助成費、精神の通院の医療助成でございますけれども、これを395万円、計2,915万円を計上しておりました。

ただし、1月末現在におきまして、一級手帳所持者23人で、これの受給者としましては17人でございまして、その結果、2月支払い分現在で306万7,540円ということで、2,400万円の減額をさせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 ご答弁をいただきました。廃棄物等処理手数料については、当初において、持ち込みの見込みが3,200トンという形で、平成26年度実績よりもやっぱりごみを減らしていくということでの予算を編成されたわけでありますけれども、結果としては、平成26年度よりも、見込みとしては少ない3,900トンということになるだろうということで、1,000万円の増額補正をしたということであります。これは、新しいクリーンセンターができるまでの取り組みとして、今、家庭のごみはもちろんのこと、事業系の持ち込みごみもやっぱり減らしていかなければならないということで取り組んでいるところでありますけれども、3,900トンという到達点がどういう内容のものなのか、ここで議論するつもりはありませんけれども、やはり精査をして、これまでの議論の中から解決していくべく方策をやっぱり考えていかないといけないというふうに思います。この点はぜひ、平成29年供用開始に向けて、ごみを減らしていくということで取り組んでいただきたい、こういうふうに思います。

それから、精神障害者の医療費助成事業補助金、事業そのものもそうですけれども、当初見込みよりも一級の障害者が少なかったということとあわせて、利用者も少なかったということで一定の数字が出てきた。これが通常のものかどうかというのは、これはちょっとわか

らないけれども、1年やっただけですから。今後の動向を見守ってまいりたい、このように
思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第20号の平成27年度葛城市一般会計補正予算（第6号）についてでありますけども、本
委員会に付託されている補正予算については、私自身は認められるものでありますけれども、
所管外の繰越明許費については到底賛同できないものがあります。そこで、ここでは私の討
論あるいは採決における態度は保留をさせていただいて、本会議において討論、採決をはっ
きりとさせていただきたい。制度上、分割して付託するということになっておりますので、
ご迷惑をおかけしますが、そのようにさせていただきたい。委員長、いかがでしょうか。い
いですか。

増田委員長 はい。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第20号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分の原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第20号の関係部分は原案どおり可決することに決定
をいたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時31分

再 開 午後3時45分

増田委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開催いたします。

次に、議第22号、平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第4号）の議決について
を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いします。

ただいま上程になっております議第22号、平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算
（第4号）につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございます。保健事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞ

れ5,915万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,825万5,000円とする。介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,904万8,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

保健事業勘定の歳出でございます。2款保健給付費、1項給付諸費、1目介護サービス等諸費では、19節負担金補助及び交付金で7,640万円の追加、2目介護予防サービス等諸費では、19節負担金補助及び交付金で2,660万円の減額でございます。3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費では、19節負担金補助及び交付金で60万円の追加でございます。4項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費では、19節負担金補助及び交付金で900万円の追加でございます。

めくっていただきまして、3款地域支援事業費、2項包括的支援事業任意事業費、1目介護予防ケアマネジメント支援事業費では、2節給料で2万1,000円の追加、3節職員手当等では11万9,000円の追加、4節共済費で1万2,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で7,000円の追加でございます。3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、2節給料で3,000円の追加、3節職員手当等で9万円の追加、4節共済費で2万7,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で3,000円の追加でございます。4目任意事業費では、20節扶助費で53万円の減額でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

保健事業勘定の歳入でございます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では、1節現年度分特別徴収保険料で1,291万2,000円の追加、2節現年度分普通徴収保険料で143万4,000円の追加でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金現年度分で248万6,000円の追加でございます。2項国庫補助金、1目調整交付金では、現年度分で182万3,000円の追加、3目地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業分の現年度分で23万5,000円の追加でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金現年度分で1,663万2,000円の追加でございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金では、現年度分で1,681万9,000円の追加でございます。

めくっていただきまして、2項県補助金、2目地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業分で現年度分11万8,000円の追加でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では、1目介護給付費繰入金現年度分で742万5,000円の追加、3目地域支援事業繰入金、包括的支援事業任意事業分で現年度分11万8,000円の追加でございます。4目その他一般会計繰入金では、事務費繰入金で85万円の減額でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

サービス事業勘定の歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等で11万4,000円の追加、共済費で1万1,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で3,000円の追加でございます。

戻っていただきまして10ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定の歳入でございます。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金で12万8,000円の追加でございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第22号の平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、若干質疑を行ってまいりたいと思います。

事項別明細書の8ページ、歳出の保険給付費諸費の1目介護サービス等諸費並びに2目の介護予防サービス等諸費についてであります。介護サービス等諸費における居宅介護サービス給付費が4,000万円の増額補正になっております。さらに、施設介護サービス給付費も3,600万円と増額補正になっております。

一方、介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費については、2,500万円の減額補正となっております。これら合わせて21億1,893万9,000円となり、補正前の額から比較すると2.4%の全体として増加になっております。それぞれその給付費の増あるいは減、そして、全体の2.4%の増、これらを第6期事業計画の今年、平成27年は初年度になるのかな。初年度としてどのように評価をされているか、この増額あるいは減額の中身を見て、お伺いしたいと思いますが、まだそこまで精査できていないですか。

増田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの白石委員のご質問でございますが、まず、平成27年の3月利用分から12月利用分までの10カ月分までのデータでございます。保健給付費全体としては、予算に対しまして87%の今、執行率でございます。ですので、単純に比較いたしますと、3.7%ほど多く執行しているというような状況になっております。

それから、施設介護サービス費では、同じく対計画値で言いますと、86.7%の執行率で、これも計画値を3.3%ほど上回っているという状況でございます。

それから、次に、居宅介護サービス給付費でございますが、これにつきましては、各サービス利用者が前年度よりも増の傾向にありまして、特に今回増額補正させていただくわけなんですけども、大きなものといましては、まず、通所介護、これにつきましては、前年度の月平均は267人という利用者に対しまして、今年度は335人とふえております。給付費にいたしまして、前年同時期の比較で26.1%増になっております。

それから、通所リハビリテーションですが、この利用者におきましても前年度の月平均114人に対しまして、今年度は138人とふえており、給付費につきましては前年同時期比較で

24.1%の増を見ております。

それから、もう1つ、特定施設入居者生活介護でございますが、これは利用者の前年月平均15人から、今年度11月利用者では22人にふえておりまして、給付費にいたしまして、前年同時期の比較で48.2%の増を見ております。これによりまして、介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費を増額補正させていただくものでございます。

それから、施設介護サービス費でございますが、これにつきましては給付費で見ますと、前年同時期比較で、特養につきましてはマイナス2.9%、減っております。それに増して老健施設なんですけど、こちらの伸びが著しく、給付費では前年同時期比較で41.4%の伸びを見ております。これによりまして、施設介護サービス給付費の方を3,600万円増額補正させていただくということでございます。

それから、次に介護予防サービス等諸費でございますが、こちらにつきましては居宅予防サービス費で、これは4月の利用分からずっと横ばい状況が続いておるわけなんでございますが、介護予防通所介護などの介護報酬の減が影響いたしまして、当初見込みを下回る状況となっております。予算現額に対しまして70%の執行率ということになっております。

以上でございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 ただいま門口課長の方から詳細にご説明をいただきました。居宅介護サービス給付費並びに施設介護サービス給付費いずれも、当初の見込みを人数あるいは給付費とも大きく伸びているということで、これからすると、第6期事業計画の初年度としては、あと2年間あるわけですけども、どのように推移するか非常に悩ましいところだというふうに思います。当然、高齢者がどんどんふえて、介護需要は広がり給付費がふえるということは、これは目に見えているわけで、それに対してどう対応するかというのは、国の施策は、これはもう大変厳しいものがありますけれども、実際に、現場である市町村でどのように対応していくかということが今、求められているわけでありまして。こういう状況の中で、現在、保険者は介護保険事業に基づいて給付サービスを提供していくということでありまして、30年からでしたっけ、新総合事業という形で要支援1、要支援2について、これは市が主体となってサービスを提供しなきゃならないというようなことになるわけで、これはもう介護保険の給付費を抑えようという、国の考え方でありまして。

現在、介護保険財政が大変厳しい状況にあるというのは、これはもう制度的な問題として解決をしないと、介護保険制度そのものが成り立たないというような状況になってきている。そのことがこのたびの補正予算だけでも、本当に明らかになってきている。このままの制度で走れば、どんどん介護保険の市町村の事業体制そのものが行き詰まってくるということになるわけで、これはこれとして結果としては受け入れて、どうすべきかということは今後考えていかないといけない問題だというふうに思いますけども、我々は利用制限をするのではなくて、本当に1人1人の高齢者が本当に住んでよかったと、生まれてきてよかったと、本当に老後が安心して過ごせるような、そういう制度であらなきゃならないというふうに思います。そのことを忘れて給付を制限する、そういうことだけでは、やっぱり解決できない

ということ、もう既に今日の補正予算の状況からしても明らかになっているのではないかと
いうふうに思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第22号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第22号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第26号、平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております議第26号、平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別
会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。歳出予算のみの補正でございます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費では、2節給料で3,000円
の追加、3節職員手当等で8万4,000円の追加、4節共済費で4万6,000円の減額、11節需要
費で4万5,000円の減額、19節負担金補助及び交付金で4,000円の追加でございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第26号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第26号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第23号、平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

川松上下水道部長。

川松上下水道部長 上下水道部の川松です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議第23号、平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページ目をお開き願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,919万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,224万3,000円とするものでございます。なお、本補正予算につきましては、歳入では、下水道使用水量の減に伴います使用料の減額及び一般会計繰入金金の追加でありまして、歳出につきましては、流域下水道維持管理費負担金の減額補正、また、人事院勧告に伴う給与改定における人件費等の増額補正でございます。

第2条では、繰越明許費の補正となっております。繰越明許費から説明をさせていただきますので、予算書の4ページをお開きください。

2款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費では、公共下水道事業、大字中戸地内の下水道管渠布設工事費として1,000万円の繰越しをお願いするものであります。

次に、歳出予算から説明させていただきますので、事項別明細書の6ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、3節職員手当等で25万5,000円、4節共済費2万7,000円をそれぞれ追加し、19節負担金補助及び交付金では、流域下水道維持管理費負担金1,980万円減額、退職手当負担金を6,000円追加し、合わせて1,979万4,000円を減額するものであり、1目一般管理費では計1,951万2,000円を減額補正いたします。

次に、2款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、1目下水道建設費では、2節給料で1万3,000円、3節職員手当等で26万7,000円、4節共済費で2万8,000円、19節負担金補助及び交付金では7,000円をそれぞれ追加し、1目下水道建設費では計31万5,000円を増額補正いたします。

続きまして、5ページをお開きください。歳入歳出について説明をさせていただきます。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料では3,850万円の減額補正となっております。

次に、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では1,930万3,000円を増額補正するものであります。

以上で補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

げます。

増田委員長 ただいまご説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第23号の平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、若干の質疑をしてみたいと思います。

事項別明細書の5ページ、歳入であります。

1 款使用料及び手数料、1 目の下水道使用料の減額の3,850万円、当初予算が4億629万円であったわけでありますから、10%近い減額になっているわけであります。この減額というのは、非常に事業会計にとっては大きな影響を与えるものだと思います。そこで、この減額の内容についてお伺いをしておきたい、このように思います。

増田委員長 西川課長。

西川下水道課長 下水道課の西川でございます。

ただいまの白石委員のご質問にお答えいたします。

当初、大口事業所ということで、一番の大口は今、大同薬品の工場となっております。その大同の工場につきまして、当初9,000万円程度の使用料を見込んでおりましたけれども、昨年の5月、大同の工場の横に調整池をつけられまして、河川に放流できる水質程度のものを河川へ放流するように県の許可を得て行った関係で、河川へ放流水分の16万2,000トンについて使用料、排水量の減となっております、これを使用料に直しまして3,850万円の減収入となった次第でございます。それについての歳出につきましては、県へお支払いさせていただく処理料ですけども、1,980万円も減額する予算でございます。

以上でございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 この間、公共下水道の普及、本当に職員一丸となって努めてきたというふうに私は評価しておるわけであります。しかし、現状の下水道使用量の今、お示ししたように、当初予算で4億円程度であります。4億円程度ですから、実際に毎年度、今はもう額が減っていますが、起債あるいは一般会計からの繰入においてやってきたわけで、起債の償還の利息分ぐらいはあるんでしょうかね。必死こいてやって、こういう状況の中で、本当に10%近い落ち込みというのは、これはもう大変だな、これを取り戻すためには、やっぱり相当頑張らないといかんというふうに思います。

残念なことに、市内大手事業者が調整池において、河川への放流が可能な水質まで処理されて、それが葛城川に放流できると、こういうことになり、県がそれを認めたということでもありますね。これは県が認めたわけですから、私らがここで本当に公共下水道事業の趣旨、目的、そういうことからすれば、そう簡単にこういうことが受け入れられ、県がそれを許可するのかという疑問があるわけでもありますね。それはまた原課には関係のないことです。改めて大同さんにも営業をかけていただいて、公共下水道を使用していただけると、お願いをしていただきたいということとあわせて、先ほどの一般会計でも議論ありました、大

口の事業者に対して、公共下水道に加入をしていただき使用していただく。ここに力を入れていくということが、私は本腰を入れていくことが必要だというふうに思います。

これから、特別会計が本当に企業会計そのものが導入されるというふうになってきたら、現状というのは厳しいものがあって、これはもう市民生活そのものが大変なことになるわけで、そういうことも想定に入れながら、やっぱり事業を推進していかねばならないというふうに思います。これはこれとして受けとめて、良とはしないけれどもやむを得ないなというふうに思います。しかし、やっぱり割り切れないですね。

委員長、以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第23号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第23号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第27号、平成27年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

川松上下水道部長。

川松上下水道部長 上下水道部の川松です。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程いただきました議第27号、平成27年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

まず、補正予算書の1ページ目をお開き願います。

本補正予算の主な補正内容といたしましては、今年度の人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定における人件費等においての減額補正でございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出では、支出の第1款第1項営業費用で、931万円を減額補正し、第1款水道事業費用の総額を6億5,730万2,000円とするものです。

ページをめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

第3条では、議会の議決を得なければ流用することのできない経費で、職員給与費9,095万6000円を8,164万6,000円に改めようとするものでございます。

続きまして、歳入歳出の見積基礎に基づきましてご説明申し上げますので、6ページ目をお開きください。

今回、収益的収入の補正はございませんでした。

次に、収益的支出においての1款水道事業費用、1項営業費用においては931万円の減額補正であります。その内訳として、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定における人件費等においての増減について申し上げます。1目原水及び浄水費では、1節給料で20万円を減額し、2節手当で43万円を追加。6節法定福利費で10万円を減額するもので、1目原水及び浄水費では13万円を増額補正するものです。

次に、2目排水及び給水費では、1節給料3万円、2節手当で13万円、6節法定福利費10万円をそれぞれ追加するもので、2目排水及び給水費では、26万円の増額補正でございます。

次に、7ページの3目の受託工事費では、1節給料で1万円追加し、2節手当26万円減額、6節法定福利費5万円を減額し、3目受託工事費では30万円の減額補正でございます。

次に、4目の総係費では、1節給料で450万円、2節手当で235万円、3節賞与引当金繰入金で5万円、6節法定福利費で250万円をそれぞれ減額し、合わせて4目総係費では940万円を減額補正するものです。

以上で補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第27号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第27号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第24号、平成27年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。

それでは、ただいま上程の議第24号、平成27年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,902万7,000円を減額

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億377万3,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書に基づきましてご説明を申し上げます。3ページをお開きください。

下の段の歳出の部からでございます。1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費でございます。人件費に伴いますものにつきましては、人事院勧告による増額でございます。2節の給料につきましては1万7,000円の追加、3節の職員手当等につきましては22万8,000円の追加、4節の共済費につきましては1万8,000円の追加、7節の賃金につきましては136万8,000円の減額、13節の委託料では552万2,000円の減額、19節の負担金補助及び交付金では7,000円の追加。

2目の学校給食管理費では、11節需要費では1,140万7,000円の減額、16節原材料費では100万円の減額でございます。

上の段に行きまして、歳入でございます。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では1,902万7,000円の減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいまご説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第24号の平成27年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）について、若干質疑を行ってまいります。

事項別明細書の3ページであります。

歳出の2目の学校給食管理費の11節需要費の燃料費131万6,000円、光熱水費759万1,000円の減額の内容ですね。

それから、16節の原材料費の主食材料費100万円の減額、皆減となっておりますが、その内容、理由について、お伺いをしておきたいと思います。

増田委員長 高津学校給食センター所長。

高津学校給食センター所長 学校給食センターの高津です。よろしくお願いいたします。

ただいまの白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、燃料費でございます。燃料費につきましては、主に旧の新庄、當麻センターのボイラーの重油の見込み料が予想より使用量が減となり、その分を減額させていただくということとであります。旧でございますので、1学期分でございます。

次に、光熱水費でございます。高熱水費につきましては、設計段階において毎月の稼働日数と時間をもとに、そして、設置されている機械をもとに、電気、ガス等試算を行ってまいりました。それを予算化しておりましたが、実績の使用量が試算より低かったということで、年度末までの分を考慮した中で、残額分を減額させていただくというところでございます。

次に、3つ目の試食材料費でございます。この分につきましては、平成27年8月28日の市内の全幼・小・中及び教職員対象のリハーサル給食の材料費を100万円見ておりましたが、委託業者の方で賄うという条件を付しておりましたので、この分が全額減額ということにな

ります。

以上でございます。よろしくお願いします。

増田委員長 白石委員。

白石委員 高津所長の方からご答弁をいただきました。燃料費については、旧新庄、當麻の給食センターのボイラーの燃料が減額になっているということでもありますけれども、光熱水費については新しい給食センターの高熱水費なんですね。設計からというふうな話からしたら、そういうことなんのでしょうか。これは非常に大きな差があるわけでもありますけれども、実際に稼働日数とか、日々の使用量そのものは、見込みよりも少なかったということですね。そういうことですね。これは好ましいことですし、当初、学校給食センターの建設にかかわる議論の中でも、高熱水費等、これらについては省エネというか、そういうものも採用するというふうに伺ってございましたけども、そういう効果ではなくて、当初の見込みが甘かったということの認識でよろしいのですね。

それから、試食食材費、これは業者の方で賄っていただいたということで、この分、契約できたということでもありますけれども、それでいいのかなというふうには思いますけれども。

増田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時27分

再 開 午後4時30分

増田委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

高津学校給食センター所長。

高津学校給食センター所長 学校給食センター、高津です。

今の白石委員のご質問でございますが、高熱水費につきましては先ほど申し上げましたように、設計業者が試算をいたしましたことをもとに、稼働日数や稼働時間をもとに試算をいたしましたものを予算化しておりましたが、実際、稼働に際しましては、できるだけ稼働時間を抑えたり、いろんなところを節約したり、できるだけ温度管理とかも調整させていただいた努力も加味した中で、実際にかかった高熱水費が予算よりも下がったということでございます。

次に、試食の試食材料費でございます。こちらの方は先に100万円の予算を見ておりましたが、その後、プロポーザル等業者との交渉の中、また条件の中で、試食材料費も業者に負担するという形の中で行いましたので、この分が今回の減額ということになるわけでございます。よろしくお願いいたします。

増田委員長 白石委員。

白石委員 改めて所長の方からご答弁をいただきました。もちろん設計事業者は、これはそれなりにキャパを持ってしているわけで、一定の減額補正が出るというのは想定できるわけでもありますけども、思っていた以上に大きな減額になっているということでお伺いしました。今、所長のご答弁で、稼働時間を抑える、そして温度管理も適切に行い、それらによって減額することができたと、その経営努力というか、そういうことが実ったというふうにも申されました。その点はそのように受けとめておきたい、このように思います。

事業者に交渉の中で、試食材料を負担していただくということで、こういうことはありな
んでしょうね。ただ単なるごつつあんということではなくて、給食特別会計への負担を少し
でも減らしていこうという、そういうことでの協議の中で決めていただいたというふうに評
価をしておきたい、このように思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第24号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第24号は原案どおり可決することに決定いたしまし
た。

次に、議第21号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決につ
いてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いたしております議第21号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予
算（第3号）について、説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
1,455万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,983万1,000円とす
るものでございます。

続きまして、事項別明細書6ページをお願いいたします。

歳出でございます。7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業拠出金、19節負担
金補助及び交付金117万4,000円の減額でございます。2目保健財政共同安定化事業拠出金、
19節負担金補助及び交付金1,401万1,000円の追加でございます。8款保健事業費、1項1目
特定健康診査等事業費、13節委託料130万9,000円の追加です。2項2目保健事業費、19節負
担金補助及び交付金41万1,000円の追加でございます。

次に、歳入の説明です。4ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目1節高額医療費共同事業負担金29万3,000円の減
額でございます。6款県支出金、1項県負担金、1目1節高額医療費共同事業負担金29万

3,000円の減額でございます。7款1項共同事業交付金、1目1節高額医療費共同事業交付金790万6,000円の減額でございます。2目1節保健財政共同安定化事業交付金2,766万2,000円の減額でございます。9款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金4,719万9,000円の追加でございます。10款繰越金、1項1目1節前年度繰越金220万3,000円の追加でございます。

めくっていただきまして、11款諸収入、3項受託事業収入、1目1節特定健康診査等受託料130万9,000円の追加でございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第21号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第21号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

最後に、議第25号、平成27年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。

ただいま上程いたしております議第25号、平成27年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算の補正でございます。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,641万8,000円とするものでございます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款霊苑事業費、1項霊苑事業費、1目霊苑事業費、23節償還金利子及び割引料161万8,000円の追加でございます。

次に、歳入の説明でございます。3款繰入金、1項基金繰入金、1目霊苑整備基金繰入金、1節霊園整備基金繰入金161万8,000円の追加でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第25号の平成27年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）について、お伺いをしています。

事項別明細書の3ページ、歳出の霊苑事業費23節の償還金利子及び割引料についてお伺いします。

償還金が161万8,000円増額補正をされております。これは墓地の返還という形で、墓地を希望し、応募し、永代使用という形で使用することになったわけでありますけれども、家庭のいろんな諸事情において墓地を返還する、そういう状況になってきて、最近では、10件程度、毎年出ているわけでありますけれども、それぞれA区画、B区画、C区画でどのような状況になったのか、内訳についてお伺いをしておきたい、このように思います。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川でございます。

ただいまの白石委員の墓地の返還状況について説明申し上げます。

今年の状況でございますが、現在までで、B区画で3件、C区画で3件で計6件。これ、12月までの時点でこれで行っていました。12月から1月の時点が、B区画で3件、A区画で1件行っていました。そして、例年2月、3月で申請があらうかと思われる平均が3件行っていました。合計で執行予想しておりますのが13件で356万2,000円、当初予算との差額ということで161万8,000円の追加の補正ということにさせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 西川課長の方からご答弁をいただきました。12月までの返還の申し出が、B区画は3件、C区画は3件。さらに12月から1月までの間に、A区画が1件、B区画が3件、合わせて10件あったということであります。さらにこの2月から3月にかけて、3件程度、例年の例からすればあるだろうということで13件の返還を予定して、161万8,000円の増額補正をしたと。当初予算においては194万4,000円、大体7件程度を見込んでいたわけでありますけれども、やはり出入りは当然、これは出てくるわけで、こうやって柔軟に返還を受け入れてやっていくということは、これは私はそれでよいのではないかというふうに思います。今後もこれは出てくることだと思いますけれども、新年度は新たに公募をするというふうな状況にもなりますし、その点もやっぱりいろいろ考えながらやっていかないといけないというふうに思っております。詳しくご説明ありがとうございました。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 今のついでに、私もお伺いしておきたいんですけども、今、説明でした計13件で償還す

るのが161万8,000円ということになってくると、1区画A、B、Cと分かれるわけですけど、新規で購入される価格と、いわゆる償還する、返却する、その割合を、いわゆる10で買ってもらったやつは10返しているのか、その割合だけ確認しておきたいなと、教えてもらいたいなと。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 西川でございます。

今、藤井本委員のご質問でございますが、まずは全く未使用の場合に当初買われた価格の6割を返還しております。使用済み、納骨された場合は2割の返還としております。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 今のこの13件から言うていくと、未使用と使用済みという言い方もおかしいかな、使われている部分、どんな割合になるんでしょうか。いわゆる使われていても返却というのが、どんなぐらいの割合であんのかなというのを、私の意図としては聞きたいんですけどね、価格よりも。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 今、詳しい資料を持ち合わせはないんですが、記憶によりますと、たしかこの中で使用済みは1件だったと思います。あとは未使用。

藤井本委員 未使用が6割で。わかりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第25号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第25号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

引き続きまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。

新クリーンセンター建設にかかる諸事業についてを議題といたします。

理事者より、事業の現在の状況等について報告願います。

異室長。

異 新炉建設準備室長 新炉建設準備室長の異でございます。

私の方から、クリーンセンター建設事業の進捗状況についてご説明申し上げます。

それでは、まず事業の進捗状況でございますが、工事につきまして地下部分の建築は完了

いたしまして、現在、建物周辺の埋め戻し作業を行っているところでございます。3月中には全部埋め戻しが完了するかなというふうに考えております。それと、既に一部はとりかかっていますが、今後、地上部分であったり、また、煙突の建築、そして、機械の設置、また、管理棟の建築に取りかかってまいります。この建築工事の年度末における進捗率は、約41%になると現在のところ見込んでおります。

それと、次に、県に対する取り消し裁判の件ですが、擁壁、本体分の取消訴訟と、本体分の執行停止が大阪高裁へそれぞれ控訴また抗告されていましたが、そのうち本体分の執行停止につきましては、1月8日付で原告適格がないという理由で棄却されました。その際、最高裁への許可抗告はされていません。また、擁壁本体分の取消訴訟につきましては、その後1月15日、2月24日にそれぞれ高等弁論があり、これで終結しました。次回、4月27日に判決となる予定でございます。

最後に、先ほどもお話出ておりましたが、進入道路の用地買収の件ですが、先ほども申し上げましたように、残念ながらまだ完了しておらず、地権者と代替地の方向で現在、交渉中ということになっております。引き続き交渉を続けて、少しでも早い時期に用地買収できるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 ただいま報告願いましたこれらのことについて、何かご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、本件については本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。

新クリーンセンター建設にかかる諸事業については、事業の進捗に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し、閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、新クリーンセンター建設にかかる諸事業については、議長に対し、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了をいたしました。

予定お願いをしておりまして5時前に終了させていただきまして、皆さん方のご協力によりまして、審議を終了いたしましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

閉 会 午後4時51分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

増 田 順 弘